

石川県社会福祉協議会 活動推進計画 第3次計画(案)

令和7年度～令和11年度



ふれあいネットワーク



社会福祉
法人

石川県社会福祉協議会

石川県社会福祉協議会活動推進計画 第3次計画について

本会では、平成25年度から自らの使命や経営理念、組織運営のあり方などを検討し、事業や活動内容の見直しを行い、今後の方向性や展開方法等について明らかにした「石川県社会福祉協議会活動推進計画（第1次～第2次）」を策定してきました。

近年を振り返れば、わが国では、少子高齢化・人口減少が進展しており、いわゆる団塊ジュニア世代が前期高齢者となる2040年に向けて、高齢者人口の急増と現役世代の急減による持続可能な地域づくりが大きな課題となっています。こうした状況において、地域社会の脆弱化等、社会構造が変化する中、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、「地域共生社会」の実現に向けた施策化が加速しており、包括的な支援体制の整備のための取り組みが、多様な主体により実践されているところです。一方で、令和2年度から本格化した新型コロナウイルスの感染拡大では、生活困窮者の顕在化や自立支援といった新たな課題も生じたところであり、新しい生活様式への対応も踏まえた取り組みが求められています。

更に本県では、令和6年1月1日に能登地方を震源とする「能登半島地震」が発生し、県内の広域にわたり大きな被害をもたらしました。また、9月21日から断続的に降り続いた「奥能登豪雨」は、被災地域で更に被害を拡大させました。こうした中、全国各地の皆様方からの多大なるご支援により、一歩ずつ着実に復興への道を辿りつつあります。しかし、災害の爪痕は大きく、被災された方々の生活の復興・再建には、まだまだ時間が必要であります。被災者の福祉ニーズは変化しつつあり、現在は、建設型仮設住宅やみなし仮設住宅に暮らす皆様を中心とした見守り支援や生活支援が課題となっており、県内市町社会福祉協議会および本会といたしましては、地域支え合いセンターの設置を起点として、被災者に寄り添い全力で支援してまいります。

本計画は、令和6年能登半島地震の影響から第2次計画の期間を1年延長し、第2次計画の評価をしながら、石川県の地域福祉支援計画とも整合性を図り新たな計画づくりに取り組んでまいりました。市町社会福祉協議会の代表者、民生委員児童委員の代表者、社会福祉施設・団体関係者、行政関係者、学識経験者で組織する活動推進計画策定委員会を設けて議論いただき、このたび令和7年度から5年間の「石川県社会福祉協議会活動推進計画第3次計画」を策定いたしました。

なお、能登半島地震を踏まえた対応については、本計画の策定時点ではまだ流動的な部分も多いため、しっかりとした検証をしつつ中間年を目途に、改めて計画の見直しを行います。

今後は、本計画に掲げる施策の推進に積極的に取り組んでまいりますので、県民の皆様をはじめ、関係機関や団体の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びにあたり、本計画の策定にご尽力をいただきました石川県社会福祉協議会活動推進計画策定委員会委員の皆様をはじめ、関係各位に対して心より感謝を申し上げます。

令和7年3月

社会福祉法人 石川県社会福祉協議会
理事長 安宅 建樹

目次

第1章 活動推進計画の基本的な考え方

1 計画の趣旨	3
2 計画の性格と位置付け	3
3 石川県地域福祉支援計画との整合性	3
4 計画の期間	4
5 計画の評価と見直し	5

第2章 活動推進計画・第2次計画の取り組み

推進項目1「住民主体の地域福祉活動の推進と包括的な支援体制の構築（民生委員・児童委員、市町社会福祉協議会等との連携による地域づくり）」	6
推進項目2「福祉人材の確保・養成・定着の強化」	7
推進項目3「自己決定を支える権利擁護の推進」	8
推進項目4「災害時に備えた取り組みの推進」	8
推進項目5「社会福祉事業者・福祉団体等の支援」	9
推進項目6「戦略的な広報・啓発活動の強化」	9
推進項目7「地域福祉推進のための組織基盤の強化」	9

第3章 数字で見る石川県の福祉の動向

1 人口と高齢化率の推移	10
2 世帯の状況	12
3 支援を要する方々の状況	13
4 孤独・孤立化	15
5 その他要支援者に関する状況	16

第4章 活動推進計画の目標

1 理念	17
2 使命と果たすべき機能	17
3 活動推進計画の体系	17
4 活動推進計画第3次計画の概要	18

第5章 活動推進計画・第3次計画（基本計画）

推進項目1「住民主体の地域福祉活動の推進と包括的な支援体制の構築」	20
推進項目2「福祉人材の確保・養成・定着の強化」	24
推進項目3「自己決定を支える権利擁護の推進」	27
推進項目4「災害時に備えた取り組みの推進」	30
推進項目5「社会福祉事業者・福祉団体等への支援」	33
推進項目6「戦略的な広報・啓発活動の強化」	35
推進項目7「地域福祉推進のための組織基盤の強化」	37

参考資料

1 策定委員会設置要綱	39
2 策定委員会 委員名簿	40

活動推進計画の基本的な考え方

1 計画の趣旨

国は、これからの制度・施策の基本コンセプトとして「地域共生社会の実現」を掲げ、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指し、社会福祉法において、地域共生社会の実現をめざす包括的な支援体制の整備について法定化し今日に至ります。

なお、少子高齢化や人口減少社会がますます進行し、石川県内各市町においても、地域差はあれ、核家族化による家庭の扶助機能の低下、支援を必要とする人々の地域社会からの孤立、生活困窮世帯の増加による子どもの貧困問題などの様々な課題も、より複雑に絡み合い、増加する傾向にあります。

本会では、福祉の動向に対応すべく、平成25年3月に「石川県社会福祉協議会活動推進計画（第1次計画）」を、令和元年7月に同計画（第2次計画）を策定し、5か年の活動方針を定め、組織運営や事業を展開してまいりました。そして、最新の福祉の動向に対応するため、第2次計画に基づく事業の成果と課題を踏まえて、今後5か年の活動方針を検討していたところ、令和6年1月に能登半島地震が発生しました。本会は、計画の策定作業を一時中断し、被災地の災害ボランティアセンターの支援等に取り組みました。この災害に伴い、全国・全都道府県の社協、県内及び全国各地の各種団体・個人等から、迅速かつ長期間にわたり、人、物資、寄附金等の多大なご支援をいただきました。その取り組みがまだ終わらぬうちに、同年9月には、奥能登豪雨が発生し、更に支援の期間を延長することが必要となりました。その後、災害ボランティアセンターの活動も徐々に安定化したため、計画の策定を再開し、被災地への今後の支援活動等も盛り込んだ第3次計画を新たに策定いたしました。

2 計画の性格と位置付け

本会は、社会福祉に関係する様々な機関・団体が参加し、相互の連絡調整を進める中で、連携・協働によって課題解決を図るため、提言につなげていく役割を持った組織です。この計画は、関係機関・団体との協働により、5か年の期間の中で目標を定め、その目標を達成するために取り組む推進項目を明らかにするものです。

3 石川県地域福祉支援計画との整合性

石川県は、社会福祉法第108条に基づく都道府県地域福祉支援計画として、平成24年3月に「石川県地域福祉支援計画」を策定し、平成31年3月には、「石川県地域福祉支援計画2019」を策定して、市町における地域福祉の推進を支援するとともに、各市町では対応が困難な広域的、専門的な課題に取り組んできました。そして、これまでの実施状況や新たな課題、時代の状況等を踏まえ、令和6年度から11年度までの「石川県地域福祉支援計画2024」を策定しました。

この計画の基本理念（目指す姿）として、「お互いに支え合い、誰もがその人らしくいきいきと暮らせるとともに、安心して次世代を育むことができる地域社会づくり」を掲げ

ており、その実現に向けて、以下の3つの施策の柱に基づき、地域福祉の推進施策の展開を図ることとしています。

1 「地域支え合いの基盤づくり」

地域住民が主体となり、多様な活動主体との連携の下で、地域で発生する生活課題の解決を目指す「地域支え合い」の推進に向けた基盤づくりに取り組みます。

2 「地域で安心して健やかに暮らすための支援の充実」

各地域において、高齢者、障害者、子育て家庭など、支援を要する方々の孤立化を防止するとともに、地域生活の安心を支える公的サービス及び支え合い活動による支援の充実を図ります。

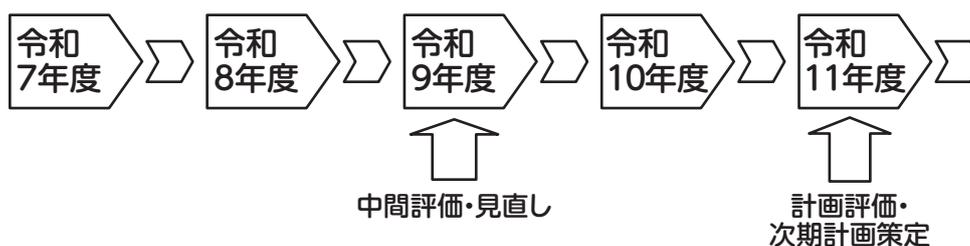
3 「利用者主体の福祉サービスの充実」

サービスの質の向上や、利用者の権利・利益の保護に取り組み、安心して利用できる福祉サービスの充実を図ります。

これらの施策の柱について、本会ではそれぞれに関連した事業を県と連携して行っており、地域福祉支援計画との整合性を図りながら、協働で地域福祉の推進を目指していきます。

4 計画の期間

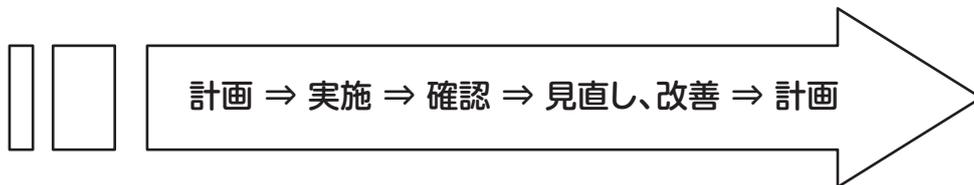
計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とし、この期間中に実施すべき事業・取り組みを推進し、目標達成を目指します。



5 計画の評価と見直し

本計画は、毎年作成する事業計画に反映するとともに、能登半島地震における検証を行い3年後の令和9年度には、計画の中間評価を行い、必要に応じて計画を見直します。しかし、社会情勢等に大きな変化が生じた場合などは、この期間に限らず計画の見直しを行います。最終年度の令和11年度には、計画の達成度や効果など総合評価を行い、次期計画の策定を行います。

【計画の進行管理】



活動推進計画・第2次計画の取り組み

第2次計画は、令和元年度から令和5年度までの5年間の活動方針として、3つの基本目標のもとに7つの推進項目を挙げてスタートしました。

推進項目を達成するための具体的な事業や取り組みとして実施計画を設定し、年次ごとの取組については、毎年度の事業計画に反映して取り組んできました。

令和3年度の改正社会福祉法により、地域共生社会の実現に向けて各市町において包括的支援体制を整備するため、重層的支援体制整備事業が創設されるなど、法改正や制度見直しを随時反映させ、5年間の取り組みの成果について以下のようにまとめました。

基本目標1 「だれもが主体的に参加し地域を支える機運を高めます」

基本目標2 「多様な主体が協働し支え合う地域づくりに取り組みます」

基本目標3 「福祉の担い手を確保・育成し、利用者主体の福祉サービスの質の向上に努めます」

推進項目1 「住民主体の地域福祉活動の推進と包括的な支援体制の構築 (民生委員・児童委員、市町社会福祉協議会等との連携による地域づくり)」

【成果】

《我が事プラン》

① あらゆる世代に対する福祉教育の充実

- 令和元年1月末からの新型コロナウイルス感染症のなか、行事の中止や縮小もあったが、ボランティア協力校・ジュニアボランティア活動、小学校と地域の福祉施設が交流するプログラムでは、開催方法の変更など人とのつながりが途切れないよう工夫を凝らし開催した。
- 小学校教諭、市・町社協職員、社会福祉施設職員等を対象に福祉教育の目的や実践における心得等を学ぶ「福祉教育セミナー」をオンラインに切り替え開催した。
- 「介護等体験事業」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため施設での体験に代わる代替措置が実施されたが、体験できた学生に対してはその責務を果たした。

② 民生委員・児童委員活動の支援と住民主体による地域づくり

- 民生委員・児童委員の活動については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い見守りや訪問活動等に制限がかかる中、タブレット端末等のICTを活用するなど工夫した。多様化する地域課題への対応、相談役、行政とのつなぎ役としての民生委員・児童委員への期待は高くなっているが、認知度が低いため存在を知ってもらうための広報・啓発活動等の環境整備に取り組んだ。

③ 高齢者の生きがいと健康づくりの推進

- 県内3地域で開催している「いしかわ長寿大学」は新型コロナウイルス感染症のため長期休講となったが、休講期間を利用し講座内容等課題を検討し見直し案をまとめた。

④ 地域福祉活動の財源確保

- 機関誌やメールニュース等で、県社協が受け入れられる寄附金、寄附物品、助成事業の周知を行った。

《丸ごとプラン》

⑤ あらゆる生活課題に対応する社会福祉協議会職員等の人材養成

- 社会福祉法人連絡会の設立状況や連携による取り組みを紹介する「連携と協働の場づくり推進者研修会」、地域福祉推進者を対象に「他職種連携研修会」、ボランティアコーディネーターの資質向上を目的に「ボランティアコーディネーター研修」を開催した。

⑥ 地域生活課題を把握し解決する支援体制の構築

- 行政、市町社協担当者を対象に「市町域における包括的支援体制構築に向けた研修」、情報交換会を開催した。
- 生活福祉資金については、令和2年3月から令和4年9月まで、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少や失業のため生活に困窮した世帯に対し、生活費を貸し付ける特例貸付を実施した。
- コロナ禍において急増した相談に対応するための事例検討や情報交換などをテーマに、生活困窮者自立支援相談支援員、生活福祉資金担当職員を対象に現場の主任相談員を企画チームの中心として「人材養成研修」を開催した。
- 法人連絡会の組織化及び法人連携取り組みの活性化を目的に、令和2年度より助成事業を創設し、延べ9市・町社協へ助成した。
- 令和元年度に労働団体、消費者団体の協力のもと、「NPOいしかわフードバンク・ネット」を設立し、県内すべての社協が正会員として参画している。また、広報活動を展開する団体（コープいしかわ、ライオンズクラブ、セブンイレブン・ジャパン等）と本会が連携協働し、市町社協の後方支援に繋がった。

推進項目2「福祉人材の確保・養成・定着の強化」

【成果】

① 就労希望者拡大への取り組み強化

- 福祉の仕事の理解と関心を高めるため、県の広報媒体やCM、LINE、バス車内アナウンス、スーパーマーケットのラックを活用し広報活動を実施した。
- 他機関との連携では、ハローワークや本多の森庁舎の「いしかわ就職・定住総合サポートセンター（通称 ILAC）」内で定期的にミーティングを行うなど情報共有を図った。

② マッチング機能の強化

- 県内ハローワークやショッピングセンターにおいて出張相談などを行ったが、就労中の方への対応（開催曜日、開催時間等）が今後の課題となっている。
- 求人票だけでは見えない職場の雰囲気や情報を伝えるため事業所訪問を行った。

③ 福祉人材の養成と資質向上に向けた研修の充実

- 新型コロナウイルス感染症の発生により、受講生の健康と安全を守るため、多くの研修を集合形式からオンライン形式へと変更した。
- 福祉総合研修センター等の環境整備も併せて行い、スムーズに研修を行えるようになった。
- 人材（員）不足等によって研修を受講させにくい状況がある。一方、資格更新を伴う法定研修の時間増が課題となっている。また、処遇改善加算要件に合致する研修についても受講増となっている。

④ 福祉施設・事業所での定着支援

- 介護福祉修学資金、潜在介護人材再就職準備金等の貸付事業を実施した。

推進項目3「自己決定を支える権利擁護の推進」

【成果】

① 福祉サービス利用支援事業の質の向上

- 平成30年度に基幹的社協方式（県内で6つの基幹的社協での実施）から全市・町社会福祉協議会方式（県内全市町社協で実施）へ移行したことにより、新規契約者数が増加した。

② 成年後見制度をはじめとした権利擁護への取り組みの推進

- 専門職団体など関係団体の研修会にパンフレットを配布し、本会の機関誌やメールニュースを活用して事業を紹介した。

③ 運営適正化委員会による市町社会福祉協議会業務への運営指導

- 運営適正化委員会委員が現地調査を行い、適正な金銭管理等が行われているか現状を把握し、不正防止のためのチェック機能をより強化してきた。

④ 苦情解決事業を通じた福祉サービス利用者・社会福祉従事者の支援

- 運営適正化委員会委員が事業所を巡回し、第三者委員会の設置や苦情解決体制の整備・機能強化を促進してきた。

推進項目4「災害時に備えた取り組みの推進」

【成果】

① 災害に備えた支援体制の強化

- 令和4年度・5年度と続けて県内において災害が発生し、本会及び被災地以外の市町社協職員の支援派遣を行い、災害ボランティアセンター運営が円滑に行われるよう支援した。その中で見えてきた課題等を県内社協で共有し、マニュアルの見直し等が必要である。

- ② 災害時の相互支援ネットワークの構築及び行政、福祉施設、関係機関・団体との連携強化
- 令和2年度にライオンズクラブ国際協会 334 - D地区と協定を締結した。

推進項目5 「社会福祉事業者・福祉団体等の支援」

【成果】

- ① 社会福祉法人・社会福祉事業者の適正な経営支援
- 令和3年度に社会福祉法人制度改革以降初めての評議員一斉改選が行われるため、研修会を開催し情報提供を行った。
- ② 種別協議会・部会、団体の活動の活性化とその支援
- 会員や役員との連携を図り、県社協とのネットワーク等も活用しながら会議・研修会等を推進した。

推進項目6 「戦略的な広報・啓発活動の強化」

【成果】

- ① 福祉に対する理解促進のための啓発活動の充実
- 本会機関紙やメールニュース等により情報発信を積極的に行った。
- ② 県民、福祉関係団体への広報活動の充実
- 新たに発足した戦略的な広報プロジェクトでは、機関紙、ホームページ、メールニュース等の掲載内容や発行時期について見直しに取り組んだ。

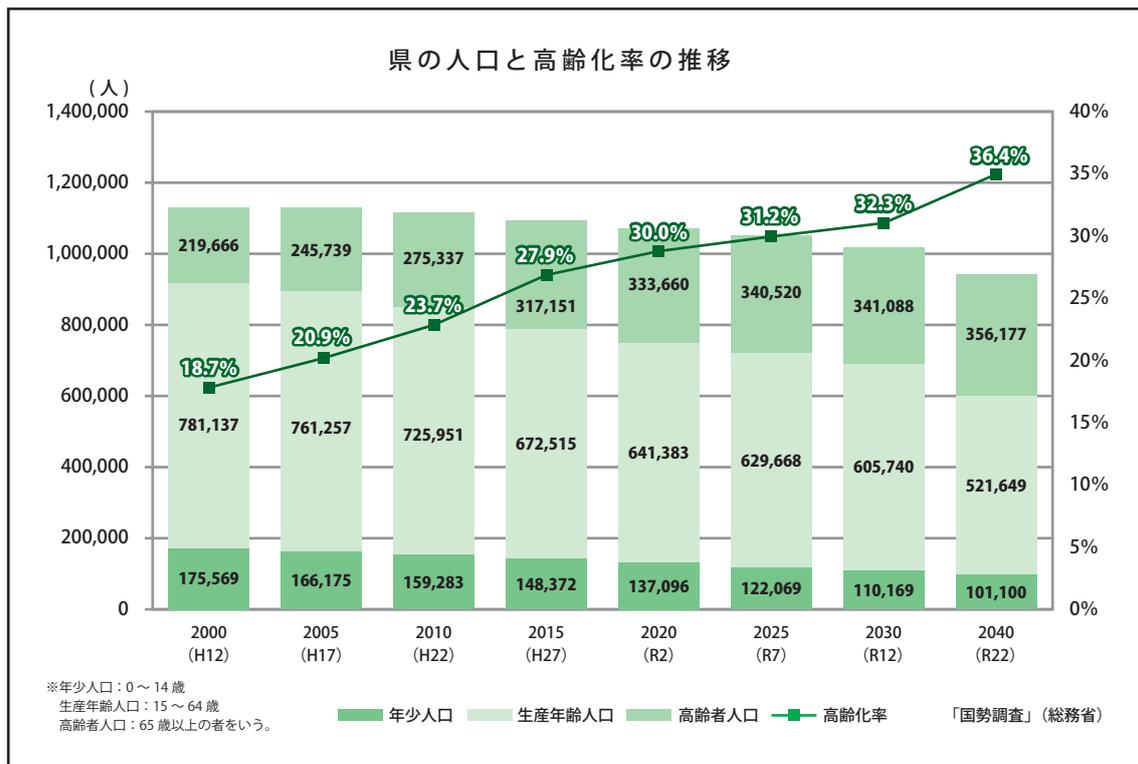
推進項目7 「地域福祉推進のための組織基盤の強化」

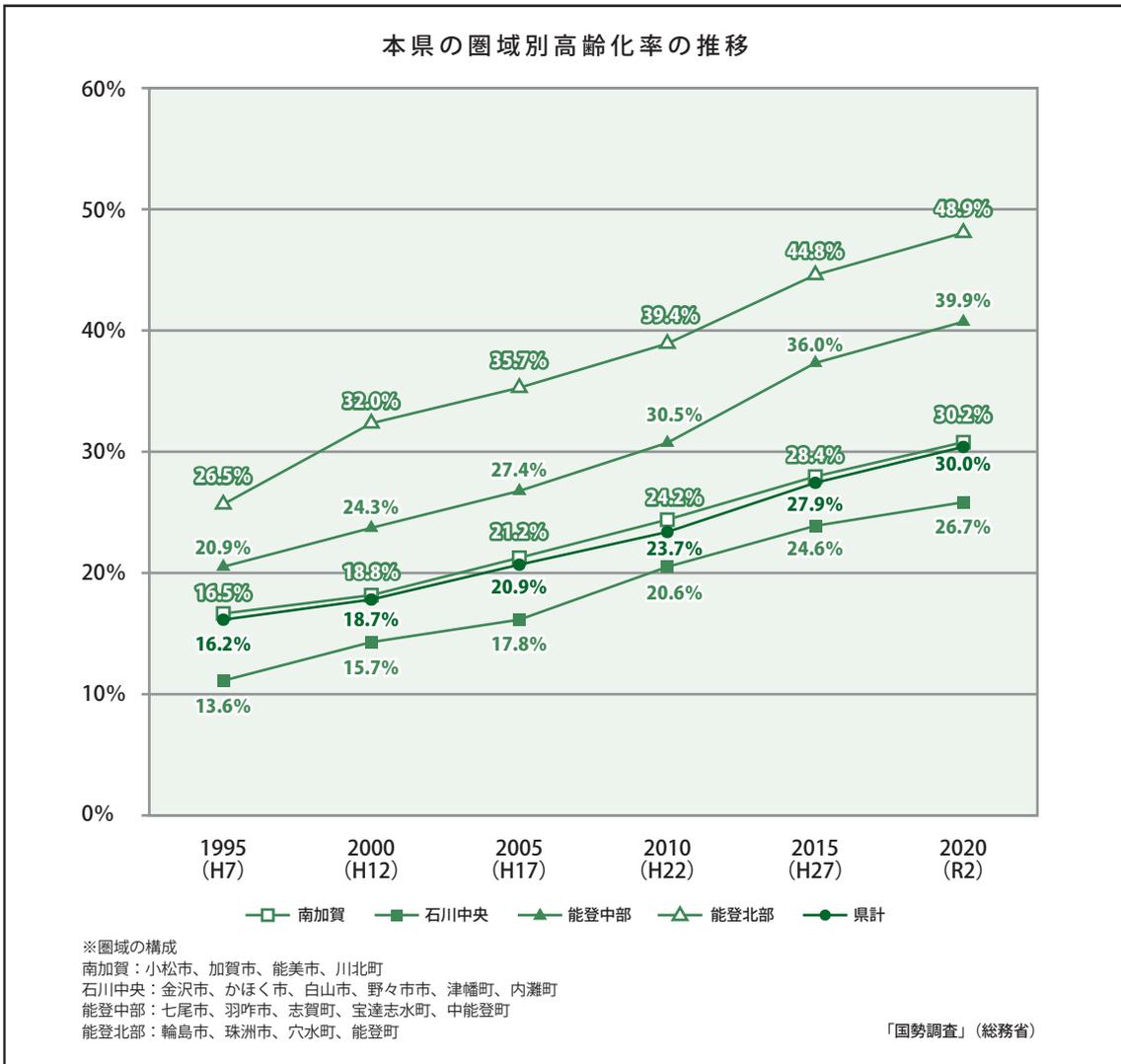
【成果】

- ① 組織体制の強化
- 理事・評議員への情報提供については、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い十分に行う事が出来なかった。今後このような状況が生じたときの対応についての課題が残った。
- 令和3年度に事業継続計画（BCP）を作成し危機管理体制を整えたが、災害等の発生時には速やかに行動できるよう研修、訓練を重ね職員の意識を高めていくことが必要である。
- ② 経営基盤の強化
- 本会の正会員、賛助会員へのさらなるメリット等について整理・検討が必要である。

1 人口と高齢化率の推移

我が国の少子高齢化が進行する中で、本県においても、高齢化率が上昇し続けており、今後も、高齢者の増加とともに、地域社会を支える世代の人口減少が同時に進行することが見込まれ、令和5年の石川県の年齢別人口統計では、特に能登北部の高齢化率が50%を超え、こうした傾向が顕著となっています。また、こうした高齢化の進行等により、老老介護やダブルケアなどの問題が顕在化してきています。また、今後も同様の傾向が続くと見込まれる中、団塊の世代※1が75歳以上の後期高齢者となる令和7（2025）年を迎え、その先の団塊ジュニア※2が前期高齢者となる令和22（2040）年に向けた対応が必要とされています。





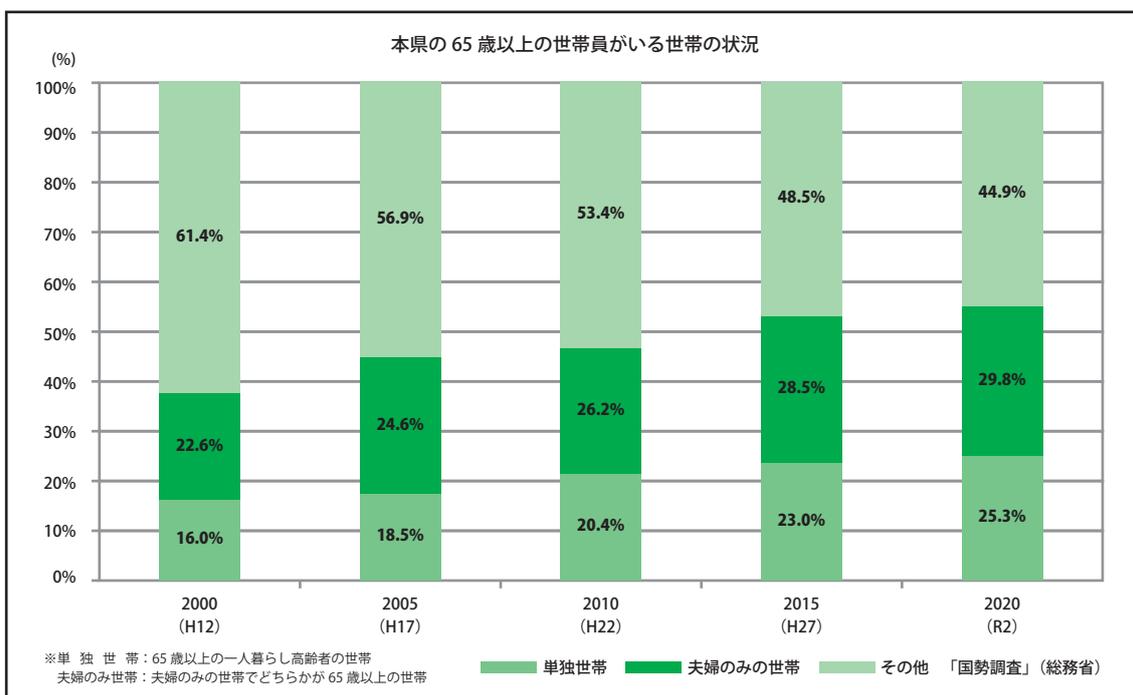
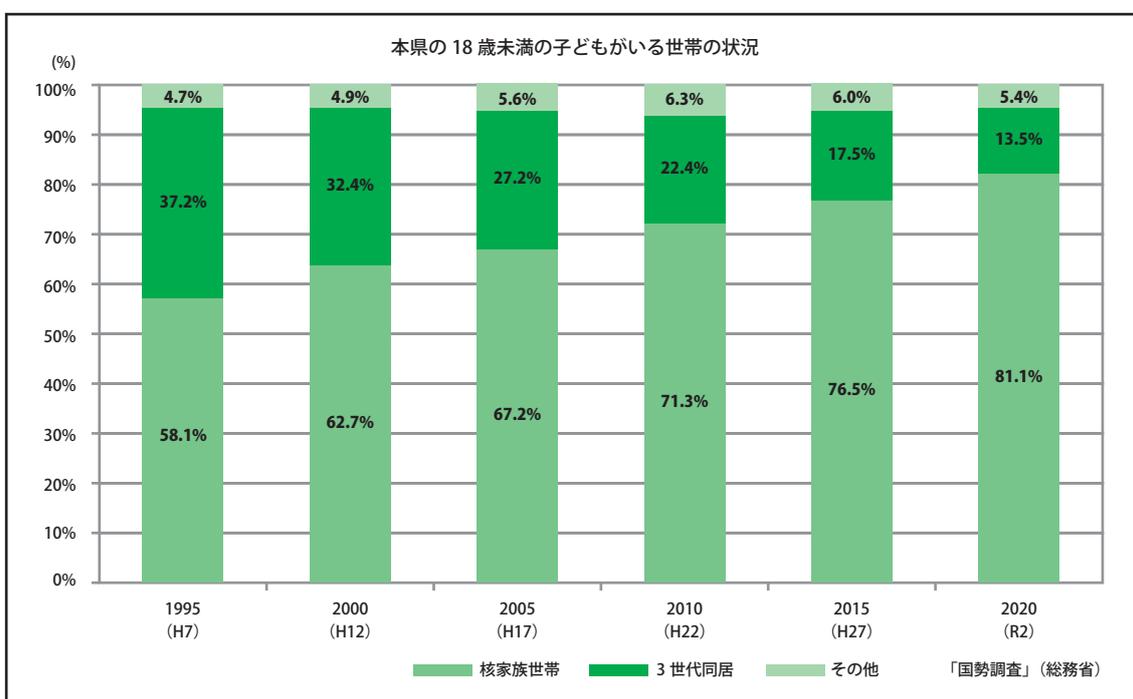
年齢（3区分）・市町別人口割合の順位（令和5年10月1日現在）

順位	年少人口（0～14歳）		生産年齢人口（15～64歳）		老年人口（65歳以上）	
	市町名	割合（%）	市町名	割合（%）	市町名	割合（%）
1	川北町	15.0	野々市市	65.2	珠洲市	53.2
2	野々市市	14.2	津幡町	61.1	能登町	52.6
3	かほく市	13.9	川北町	60.8	穴水町	50.6
4	白山市	13.4	金沢市	60.5	輪島市	49.0
5	能美市	13.3	能美市	60.0	志賀町	47.3
15	志賀町	8.0	志賀町	44.7	金沢市	27.7
16	能登町	7.0	輪島市	44.0	能美市	26.8
17	輪島市	6.9	穴水町	42.6	津幡町	25.7
18	珠洲市	6.9	能登町	40.4	川北町	24.2
19	穴水町	6.9	珠洲市	39.8	野々市市	20.6

「石川県県民文化スポーツ部統計情報室」

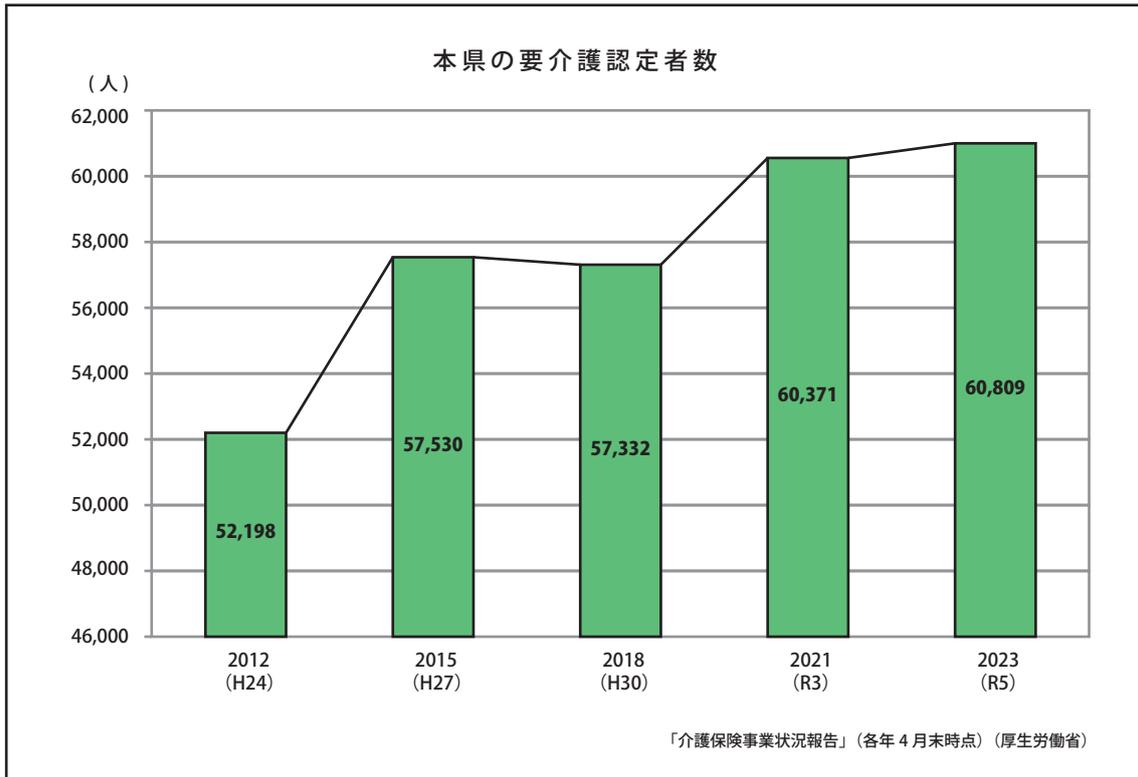
2 世帯の状況

世帯構造については、全国的に核家族化が進行しており、本県においても、全体の81.1%が核家族世帯となっています。こうした核家族化が、子育ての孤立化、子育て力の低下を招き、子育てに不安を持つ家庭の増加につながっていると考えられます。さらに、人口の高齢化が進む中で、高齢者の単独世帯や、高齢者夫婦のみの世帯など、地域社会において、日常生活を送る上で周囲からの様々な支援が必要と考えられる世帯が増加しています。



3 支援を要する方々の状況

近年、少子高齢化の進行による高齢者人口の増加等に伴い、要介護認定を受けた高齢者や障害者が増加している状況にあります。今後、さらに必要とされる福祉サービスを提供していくため、介護・福祉人材の一層の確保が必要です。

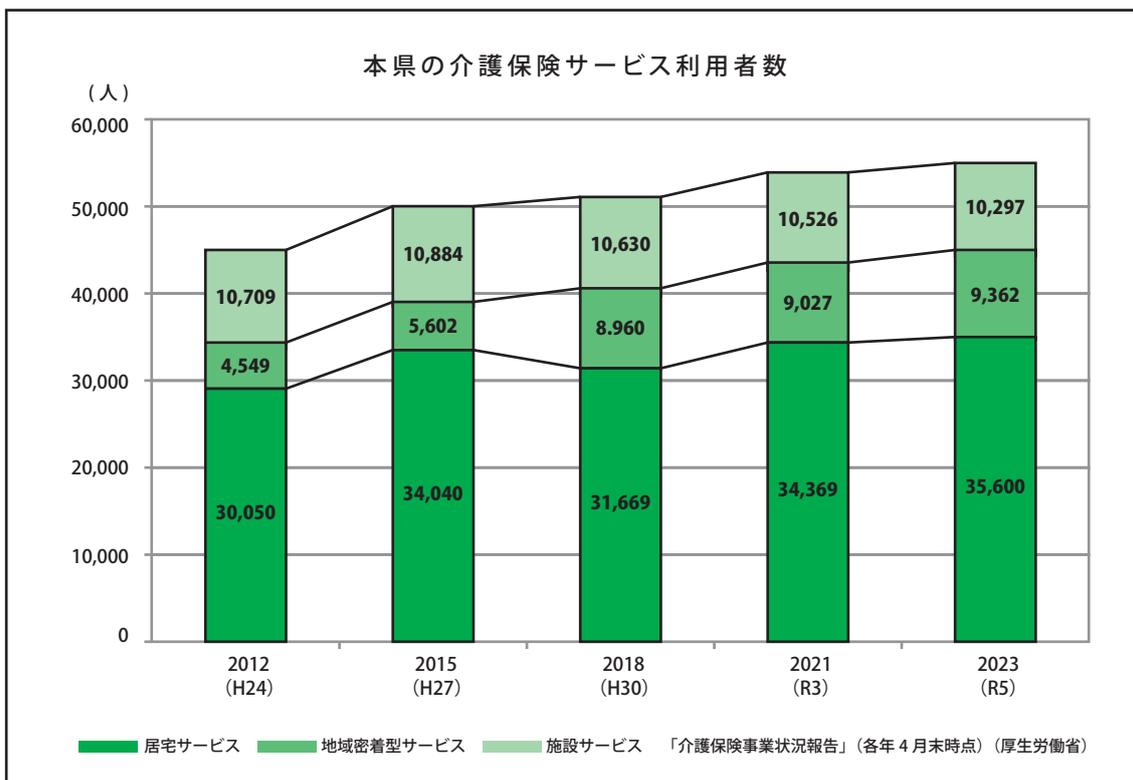


本県の身体・知的・精神障害者数

区分	H30		R5
身体障害者	43,015	▶	39,350
知的障害者	9,082	▶	10,214
精神障害者	8,686	▶	11,606

各年度末の手帳所持者数 (県障害保健福祉課)

本県においても、入所施設や病院から地域生活への移行や、地域での自立した生活を支援するサービスの充実が図られ、居宅サービスを受けながら地域で暮らす高齢者や障害者が増加しています。



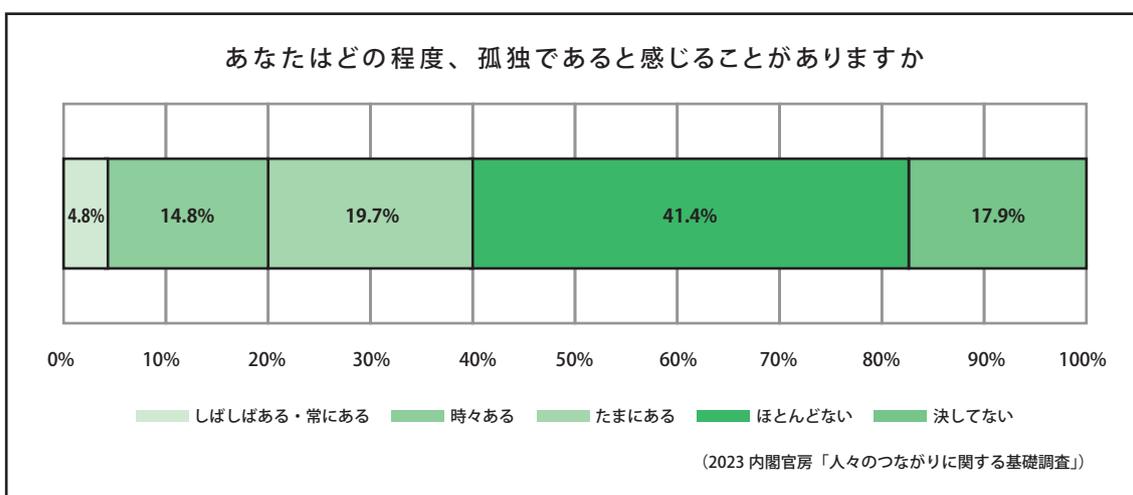
本県の地域で暮らす障害者に関する状況

区分	H30		R5
1ヶ月の居宅介護サービス利用時間数	18,134	▶	19,850
グループホーム利用者数	1,210	▶	1,677

(県障害保健福祉課)

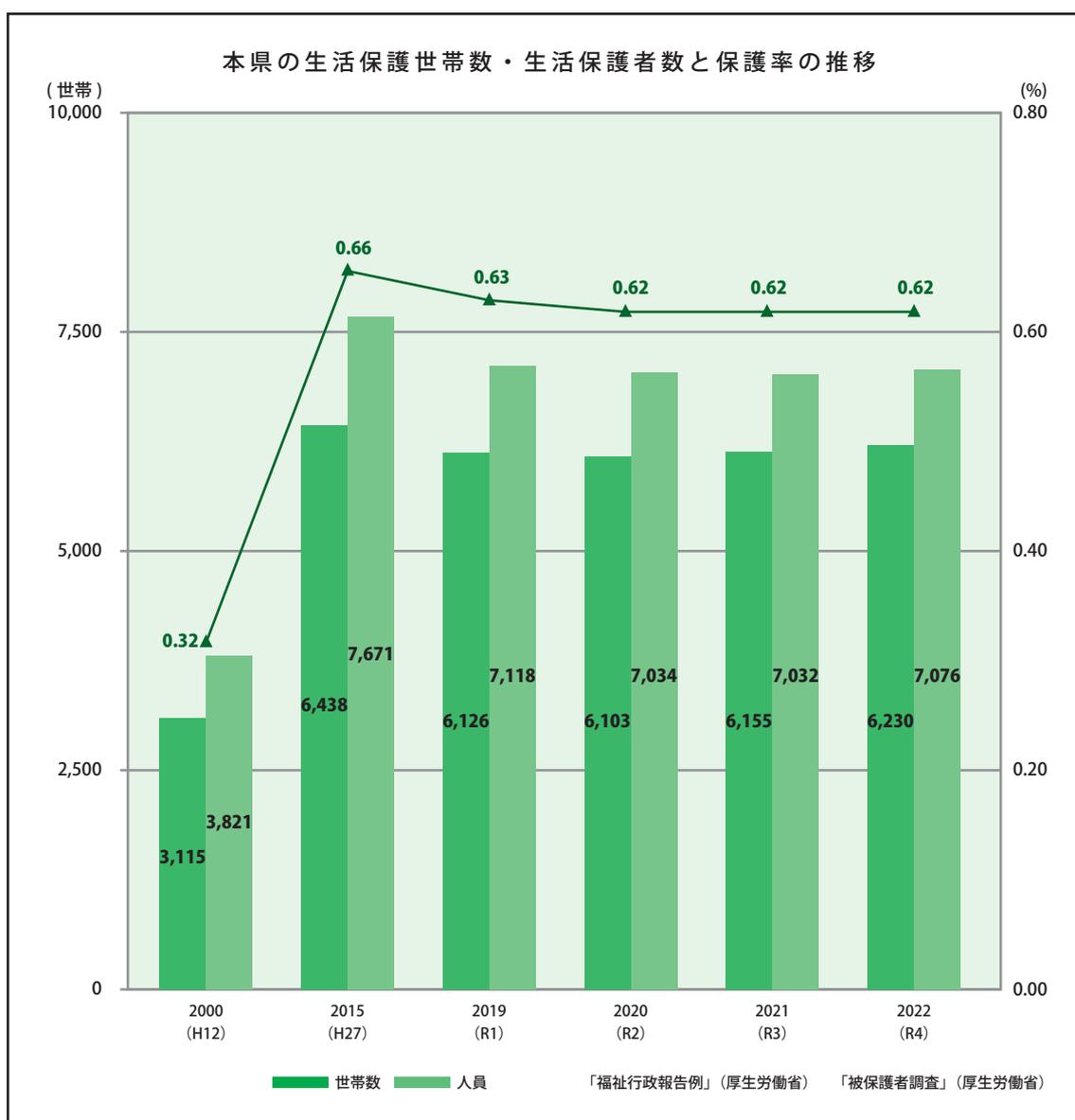
4 孤独・孤立化

全国の調査（内閣官房孤独・孤立対策担当室実施調査（令和5年度））では、孤独感が「しばしばある・常にある」「時々ある」「たまにある」と回答した人の割合は合計で39.3%でした。社会や地域とのつながりの希薄化による孤独・孤立の問題が懸念されていることから、国において孤独・孤立対策推進法が制定され、孤独・孤立の問題を抱える人が、こうした状態から脱却して社会生活を営むことができるよう、官民が一体となり対策が必要となっています。



5 その他要支援者に関する状況

生活保護の状況については、平成20年の経済情勢の悪化により、保護を受給する世帯等が急増しましたが、近年は微減しています。こうした状況の中で、地域で暮らす高齢者、障害者、子育て家庭、生活困窮者など、支援を要する方々の見守りや、相談支援体制の充実が求められています。



活動推進計画の目標

1 理念

「だれもが住み慣れた地域でともに支え合い、安心して暮らせる地域社会の実現」

2 使命と果たすべき機能

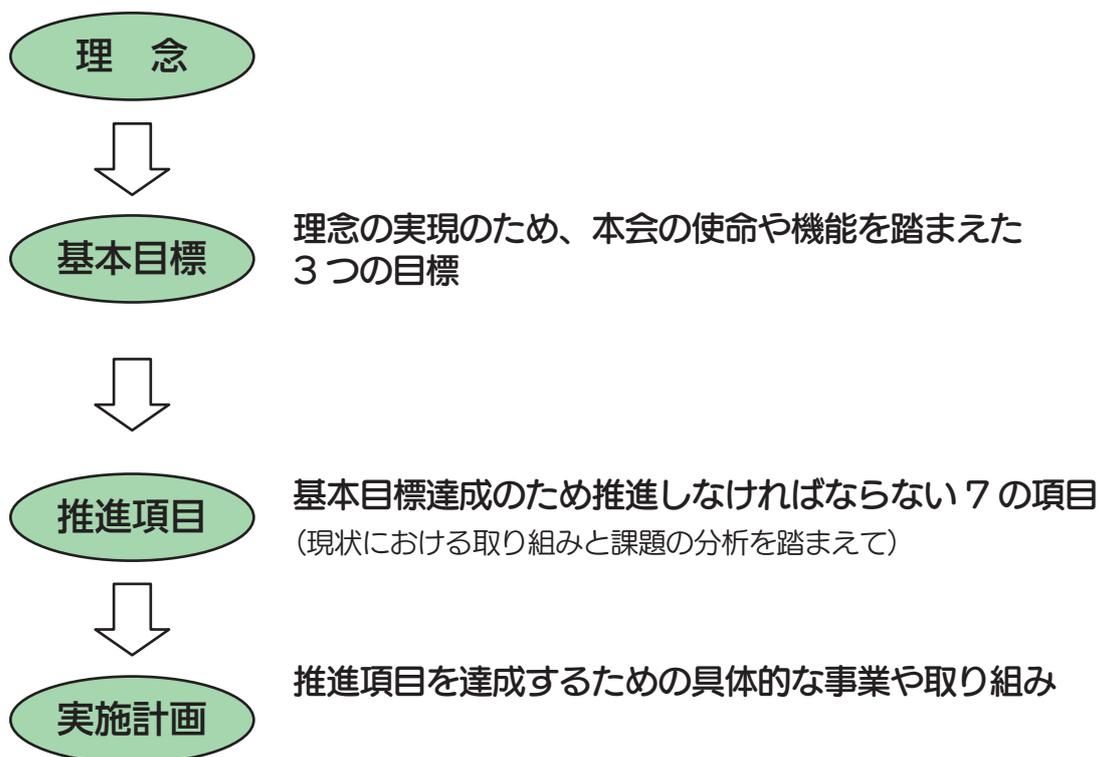
(1) 使命

県内の社会福祉関係者の力を結集し、その参加と協力のもと、地域福祉の総合的な推進を図ります。

(2) 果たすべき機能

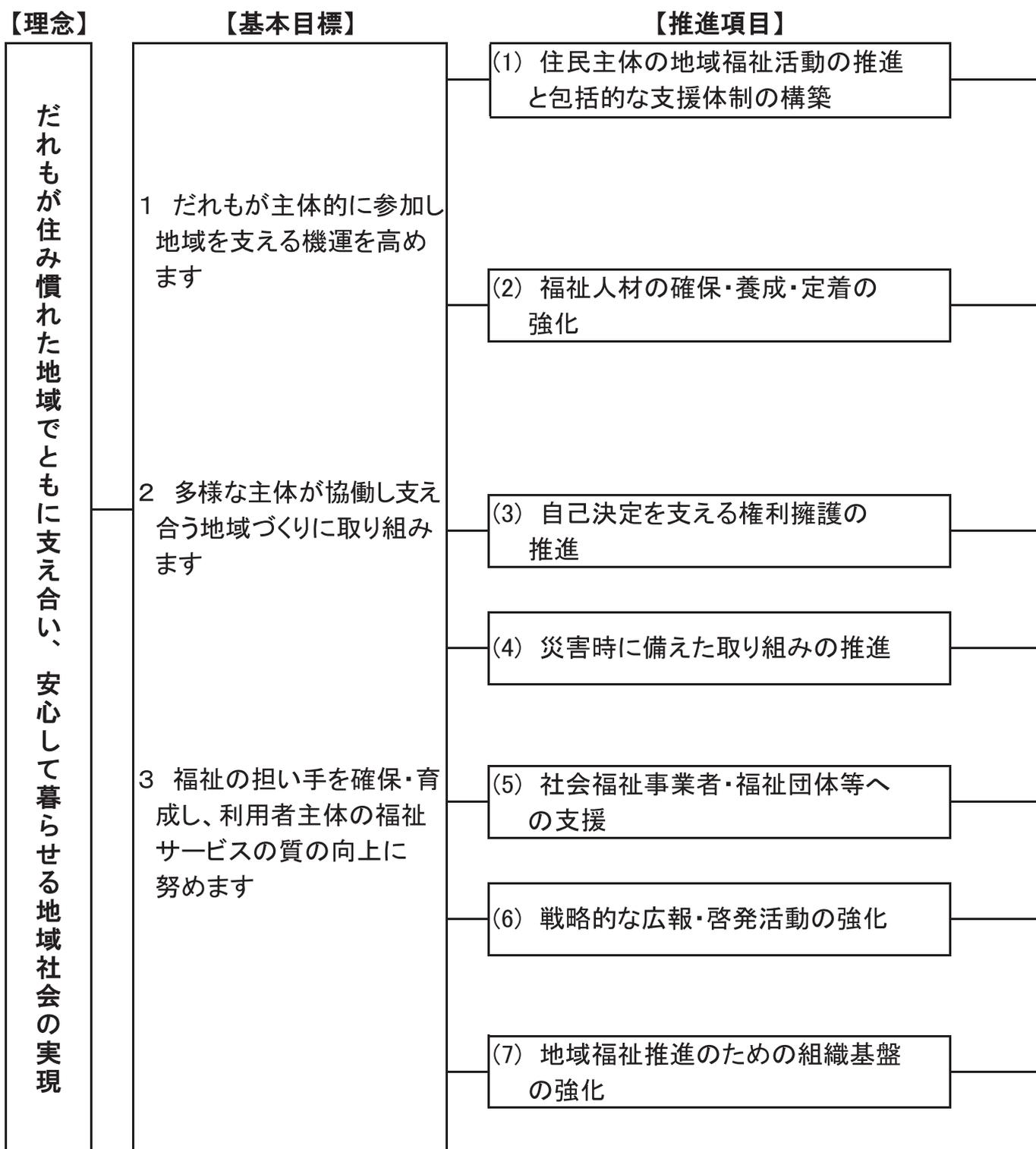
- ①広域公益機能 … 幅広い関係機関・団体とのネットワークを結び、広域公益的に地域の生活課題等の解決を図ります。
- ②政策提言機能 … 福祉関係者との連携・協働を強化し、福祉課題の研究調査を行い、地域福祉施策の政策提言等を行う。
- ③広報啓発機能 … 県民への福祉の理解促進、福祉関係者への有益な情報発信に向け、戦略的に広報啓発活動に取り組みます。
- ④連絡調整機能 … 多様な関係機関との横断的な情報共有等のための連絡調整を行い、新たな生活課題等の解決を図ります。

3 活動推進計画の体系



4 活動推進計画第3次計画の概要

石川県社会福祉協議会



活動推進計画第3次計画

【実施計画】

- ①あらゆる世代に対する福祉教育の充実
- ②民生委員・児童委員など多様な主体が参画した住民主体の地域づくりの推進
- ③高齢者の生きがい・健康づくりの推進
- ④地域生活課題を把握し解決する包括的支援体制の構築
- ⑤地域福祉活動における財源の活用・促進

- ①多様な人材へのアプローチ及び福祉職への関心・理解促進
- ②きめ細やかなマッチングによる求職・求人への支援
- ③関係機関との連携による求職・求人への支援体制の強化
- ④福祉施設・事業所のニーズに即した研修の充実
- ⑤就労者及び福祉施設・事業所双方への定着支援

- ①地域共生社会の実現に向けた権利擁護への取り組みの推進
- ②苦情解決事業を通じた福祉サービス利用者・社会福祉従事者の支援

- ①市町社会福祉協議会への支援強化
- ②多様な主体との連携・協働
- ③本会の体制強化

- ①社会福祉事業者の福祉サービス向上に向けた支援
- ②種別協議会・部会、団体の活動活性化の支援

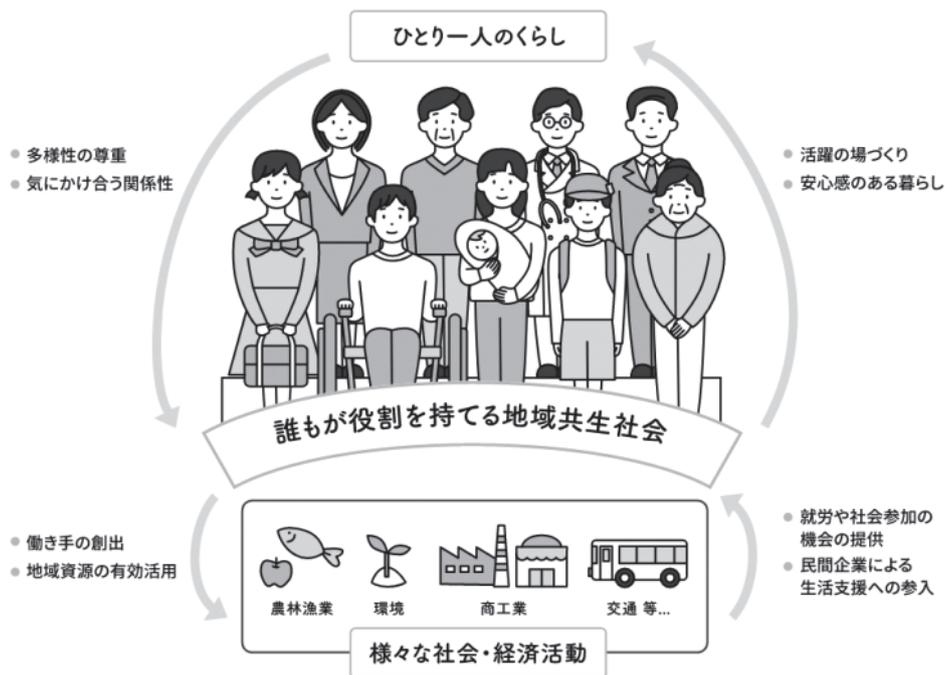
- ①福祉にかかる理解の更なる広がりと深まりを目指した情報発信
- ②本会事業に係る広報媒体の整理・再構築
- ③広報活動の充実に向けた組織内の教育と意識改革

- ①組織体制の強化
- ②経営財政基盤の強化
- ③新社会福祉会館の整備に向けた準備

推進項目1「住民主体の地域福祉活動の推進と包括的な支援体制の構築」

【現状と課題】

- 本会では、「地域共生社会」の実現を目指すため、地域の住民や多様な主体が参画する、地域生活課題の解決に向けた支援を生み出す連携体制づくり、包括的な支援体制の構築に取り組んでいかなければなりません。
- これらを進めるにあたり、コロナ禍が環境を大きく変化させましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少や失業のため生活に困窮した世帯に対し、必要な生活費を貸し付ける特例貸付を実施しました。
- また、令和6年能登半島地震では、多くの方が仮設住宅等での暮らし、広域避難を余儀なくされ、被災されている方々の不安や生活課題に寄り添った支援が求められています。被災者の孤立防止のための見守り体制や生活再建に向けた総合相談を行うため、被災者見守り・相談支援等事業を実施し、県内全市町社会福祉協議会および本会に「地域支え合いセンター」が設置されました。



出典：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

① あらゆる世代に対する福祉教育の充実

【現状と課題】

- 平時や有事の地域の福祉課題に対応するための方法や活動内容を話し合い、地域住民が支え合う仕組みの構築に取り組んでいくことが重要です。しかし、地域福祉活動に携わる担い手が不足している現状から、参加のきっかけづくりを行い、あらゆる世代に対して活動参加を促進する必要があります。

【実施計画】

- 住民が主体的に地域の福祉課題を把握して解決を図る体制づくりの必要性の理解を広めるため、幼少期から地域福祉に関心を寄せ、地域福祉活動への参加を通じた人間形成を図り、地域福祉活動の担い手の育成・確保や、地域づくりへの関心が高まるよう努めます。
- そのために、市町社会福祉協議会や教育機関、企業等と連携し、あらゆる世代にボランティア活動や社会参加の機会を提供します。特に、社会人やPTAなどの親世代を対象にした福祉体験講座や福祉教育プログラムを種別協や社会福祉法人連絡会と協働で実施します。

② 民生委員・児童委員など多様な主体が参画した住民主体の地域づくりの推進**【現状と課題】**

- 地域福祉活動実践者として期待される民生委員・児童委員のなり手不足、ボランティア等活動者の減少が課題となっています。
- また、新型コロナの影響を受け、地域での各活動の休止や制限、感染を避けるため外出自粛を余儀なくされ、その結果、経済的困窮に加えて、多様かつ複合化した生活課題を抱える世帯や、地域とのつながりが弱い「孤立・孤独」といった課題を抱える世帯が顕在化してきています。
- それに加え、令和6年能登半島地震の影響で、住み慣れた地域を離れ、仮設住宅等、新たな居住地において、孤独感を抱える方々も多くいる中、新たな地域コミュニティの形成と維持が重要な課題となっています。

【実施計画】

- 市町社会福祉協議会を中心に、民生委員・児童委員、ボランティア、地域推進員等で構成される小地域福祉推進組織を設置し、地域の福祉課題の共有と課題に対する取り組みを住民主体で考える場づくりを推進します。
- 自治会・町内会をはじめ、老人クラブ、障害当事者団体、子育て支援団体など地域の福祉団体と連携し、地域の福祉課題の実態調査および集約を行い、小地域福祉活動の実践事例・先進的な取り組みを共有することにより、将来の担い手確保に努めます。
- これらの活動は、復興に向けて地域力の再構築、また、新たなコミュニティ形成を進めるための基盤ともなる活動であり、ここに住んで良かったと思えるよう一層強化していきます。

③ 高齢者の生きがい・健康づくりの推進**【現状と課題】**

- 超高齢社会を迎え、地域社会への参加を通じた高齢者の生きがいづくりと、介護予防の促進、健康寿命の延伸を目的とした取り組みが求められています。
- また、地域共生社会の地域づくりを担う人材として、学びや健康づくりの場が求められています。

【実施計画】

- 高齢者に生涯学習及び健康保持・増進の機会を提供し、社会的孤立を防ぎ、心身共に健

康で充実したセカンドライフを提供します。

- 多様な主体が参画する地域共生社会において期待される役割を果たしていけるよう、いしかわ長寿大学の機会を活用し、地域におけるボランティア活動や福祉活動への参加の促進、知識を広げる学びの場や就労の機会の提供に努めるとともに、先進的な取組みの調査などについて、関係する団体との連携を強めていきます。

④ 地域生活課題を把握し解決する包括的支援体制の構築

【現状と課題】

- 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、生活困窮者世帯からの相談件数と貸付件数は未曾有の規模となっており、借受人の生活再建に向けた支援の強化は喫緊の課題です。
- また、市町の地域支え合いセンターでは生活支援相談員が仮設住宅等を訪問し、被災者の見守りと相談対応を実施しています。日常の生活上の相談、住まい再建の相談等、被災者の困りごとは多岐に渡っており、他機関と連携し、包括的支援ができる体制が必要です。
- 複雑な地域の福祉課題に対応するため、社会福祉協議会の強みである関係者とのネットワークを活かし、さらに連携・協働できるよう関係構築に努めるとともに、本会自らも広域機能を活かした支援策を検討する必要があります。

【実施計画】

- 地域共生社会の推進策として、県と連携し、包括的支援体制構築の全県への取り組みの普及を図ります。
- 特に、被災者見守り・相談支援等事業の終了後も切れ目ない継続的な支援が行えるよう、重層的支援体制整備事業への展開を推進する等、地域の実情に応じた支援体制の構築を図ります。
- 包括的支援体制の構築に向けた人材育成を目的に、社会福祉協議会職員をはじめ福祉サービス事業所職員、生活困窮者自立支援事業や生活支援体制整備事業などの担当者、地域支え合いセンターの生活支援相談員を対象とした会議・研修等を通じ、ソーシャルワークの機能強化を行います。
- 特例貸付の借受人への生活再建の支援を強化するため、市町社会福祉協議会間で他団体とのネットワークを活かした事例についての意見交換などの機会を設けます。
- 本会が持つ広域の機能を活かし、社会福祉法人連絡会やいしかわフードバンク・ネットの整備を引き続き支援します。併せて、市町社協の総合相談を支援するため、多様な関係者・職能団体・支援団体（外国籍住民、こどもなど）と連携する体制づくりに努めます。

⑤ 地域福祉活動における財源の活用・促進

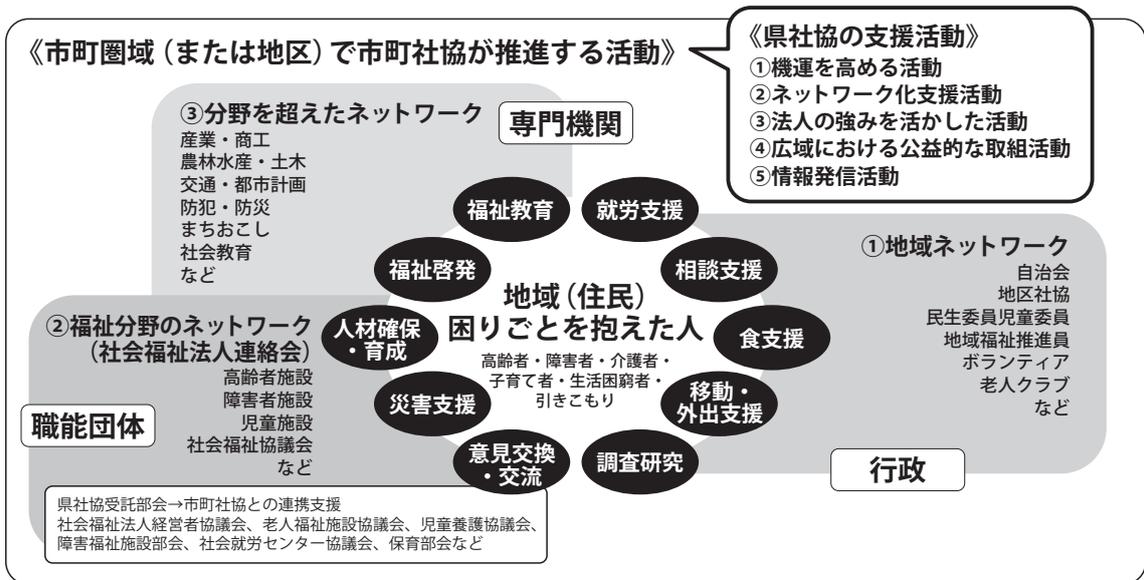
【現状と課題】

- 地域福祉活動の立ち上げや継続には活動環境整備（ヒト・モノ・カネの確保）が大きな課題となります。
- 民間企業等では、SDGsの理解が広まり、福祉課題に対する関心が高まっており、地域福祉活動団体に適切に繋げるため、これらの団体が抱える課題や必要な情報等を把握する必要があります。

【実施計画】

- 共同募金やボランティア活動振興基金をはじめ、地域福祉推進の財源確保に努めます。
- 県共同募金会と連携し、地域の福祉課題や助成について情報共有や意見交換を図ること
で、地域住民が主体的に地域の福祉課題を解決していくための財源となる共同募金の活
用を周知・促進します。さらに、地域の福祉課題に取り組んでいる団体等が必要として
いる助成金を共に調査します。
- SNS等により、寄附金、寄附物品が助成事業を通して有効に活用されていることを県
民に分かりやすく周知し、参加と寄附の循環や仕組づくり、寄附文化の醸成に努めます。
- また、企業・法人等から寄附金や物品を受け入れる際は、本会が持つ情報と活動団体をつ
なぐ機能を発揮し、助成の要望や様々な社会貢献の相談に積極的に取り組みます。

石川県社会福祉協議会 連携と協働の場づくり事業 イメージ図



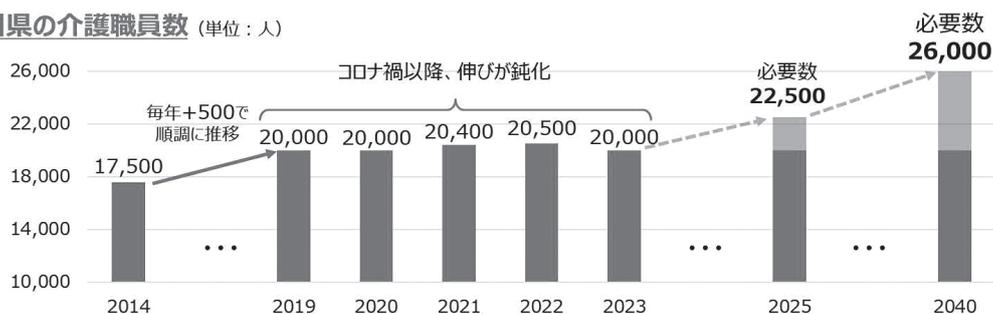
推進項目 2 「福祉人材の確保・養成・定着の強化」

【現状と課題】

○少子高齢化の進行と生産年齢人口の減少により、様々な産業分野において人材不足が大きな課題となっています。福祉分野においても、今後ますます福祉サービスを必要とする人が増大し、それに合わせた福祉人材の確保と定着が課題となっています。本県の介護職員の必要数は、2025年は約2万2,500人、2040年は約2万6,000人とされており、2040年に向けて介護人材の不足がさらに深刻化することが懸念されています。

○令和6年能登半島地震において、福祉施設・事業所では建物損壊・利用者の広域避難、職員の離職など甚大な被害がありました。一方、広域避難先となった福祉施設等でも、利用者増により人員不足となりました。能登北部では、事業継続・再開のため人材確保が喫緊の課題となっています。

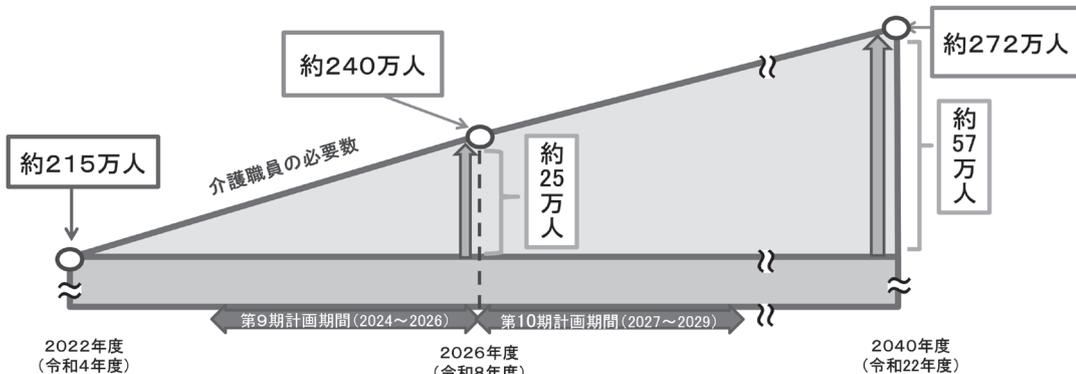
石川県の介護職員数 (単位:人)



出典：2023年までの数値は厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」を元に算出、2025年・2040年の数値は厚生労働省から提供されたワークシートを用いた推計

第9期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について

- 第9期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護職員の必要数を集計すると、
 - ・ 2026年度には約240万人 (+約25万人 (6.3万人/年))
 - ・ 2040年度には約272万人 (+約57万人 (3.2万人/年))
 となった。 ※ () 内は2022年度 (約215万人) 比
- 国においては、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組む。



注1) 2022年度 (令和4年度) の介護職員数約215万人は、「令和4年介護サービス施設・事業所調査」による。

注2) 介護職員の必要数 (約240万人・272万人) については、足下の介護職員数を約215万人として、市町村により第9期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量 (総合事業を含む) 等に基づく都道府県による推計値を集計したものの。

注3) 介護職員の必要数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員の必要数に、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員の必要数を加えたもの。

出典：厚生労働省「第9期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について」令和6年7月12日

① 多様な人材へのアプローチ及び福祉職への関心・理解促進

【現状と課題】

○人材確保のため、幅広い世代の方々に福祉の仕事の魅力を伝え、関心をもってもらうことが必要です。

【実施計画】

- 時代に即した効果的な PR 方法を検討し、福祉職の魅力を広く発信することで、福祉職の理解促進に取り組みます。
- 児童・生徒にボランティア活動や福祉のしごと職場体験等を通して福祉教育を推進し、将来の福祉人材育成に努めます。
- 被災者を含め、様々な事情により離職した方や、セカンドキャリアを考えている方など、福祉分野になじみのない方へのアプローチ方法を検討し、積極的に働きかけて関心を高め、就職を後押しすることで、福祉人材の裾野拡大に努めます。
- 外国人をはじめとした多様な人材の就労について、福祉施設・事業所に対し調査を行い、実態や課題を把握して必要な支援を検討します。

② きめ細やかなマッチングによる求職・求人への支援

【現状と課題】

- 求職者の個別事情や希望する条件が多様化しており、求職者一人一人の状況に合わせた、よりきめ細やかな支援が求められています。
- 福祉の仕事マッチングサポートセンター（通称 福サがいしかわ）内に「能登半島地震福祉人材雇用・就職サポートデスク」を設置し、相談を受け付けています。利用できる制度や有益な情報を提供し、採用や就労の支援を続ける必要があります。

【実施計画】

- 福祉の仕事に関心を持つきっかけ作りから就労し定着に至るまで連動した企画を検討し、求職者が希望する就労につながるよう支援します。
- 求職者の個別事情や希望する条件等を十分に聞き取り、一人ひとりに合わせた支援を行うため、職員の相談援助技術等の資質向上に努めます。
- 人材を求める法人等に対し、求職者のニーズ多様化や時代に合わせた職場環境、労働条件、支援制度等の情報提供を行い、より効果的な採用活動となるよう支援します。
- 福祉施設・事業所訪問を積極的に行うことで、求人票だけでは得られない詳細な情報を収集し、求職者の就職を後押しします。また、訪問により聞き取ったニーズや課題について検討し、人材確保の取り組みに活かします。

③ 関係機関との連携による求職・求人への支援体制の強化

【現状と課題】

- 県や労働局の就職支援機能を集約した「いしかわ就職・定住総合サポートセンター」（通称 ILAC）を構成する各機関やハローワークとさらに連携を強化し、求職者を支援する必要があります。
- 本会のネットワークを活かし、市町社会福祉協議会や各種別協議会と協働し、福祉人材

の裾野拡大等に取り組む必要があります。

【実施計画】

- ILAC やハローワーク等の関係機関に対して、福祉の仕事への理解促進に努め、事業の一体的な実施を検討します。
- 市町社会福祉協議会等と連携し、離職した方や生活困窮者等に対して、福祉職を選択肢の一つとして紹介する機会を設けます。
- 種別協議会と就職面談会等の企画・運営において協働し、内容の充実を図ります。

④ 福祉施設・事業所のニーズに即した研修の充実

【現状と課題】

- 福祉総合研修センターでは、より質の高い福祉サービスを提供するため、「福祉施設等職員研修体系」に基づき、研修の内容や到達目標等を見直していますが、より現場のニーズに対応した魅力的な内容を検討し、参加意欲の向上を図る必要があります。
- コロナ禍においてオンライン研修を導入したことで、研修の開催方法が多様化しました。研修内容や受講者の状況に適した方法での実施が求められます。
- 本会ホームページ内に、各種研修の申込や検索ができる福祉研修情報システムを設置しています。

【実施計画】

- 現場のニーズにより即した研修内容を検討するため、福祉関係者等と積極的に意見交換するとともに、受講者および管理者に対するアンケートや他県からの情報をもとに県と協議します。
- 研修に参加するすべての方が、目的意識を持って参加し、充実感や満足感を得られるよう、効果的な研修の手法を検討します。
- 多様化する開催方法に合わせた受講環境の確保や整備に努めます。
- 本会ホームページの見直しに合わせて、福祉研修情報システムの改修を検討します。

⑤ 就労者及び福祉施設・事業所双方への定着支援

【現状と課題】

- 人材確保や定着のため、就労者が働きやすい環境を整備することが求められます。

【実施計画】

- 就労者同士が職場を超えて気軽に語り合う機会の充実と参加促進に努め、就労意欲の醸成を図ります。
- 福祉施設・事業所に向けて、働きやすい職場環境や多様な働き方に関する情報提供等を行い、就労者の定着を支援します。
- 介護・保育に係る資格取得や有資格者の就労支援を目的とした各種貸付事業について、さらに利用促進を図り、福祉人材の確保・定着につなげます。

推進項目3 「自己決定を支える権利擁護の推進」

【現状と課題】

- 権利擁護とは、認知症高齢者や障害者、子どもなど、ひとりで物事を判断することが難しかったり、自分の意思を上手く伝えられない方の意思決定や意見の表明を支援する取り組みです。
- 本会では福祉サービス利用支援事業（日常生活自立支援事業）を通じ、判断能力が不十分なため契約による福祉サービスが十分に活用できない認知症高齢者や障害者に対して、福祉サービスの利用に掛かる意思決定や日常的な金銭管理を支援しています。
- また、本会に設置された石川県福祉サービス運営適正化委員会では、第三者機関として、福祉サービスに関する利用者等からの苦情解決を通じて、利用者の権利が擁護されるよう支援しています。

① 地域共生社会の実現に向けた権利擁護への取り組みの推進

【現状と課題】

- 福祉サービス利用支援事業の利用者は判断能力の低下に加え、社会的孤立や虐待等の複合的な生活課題を抱えている場合もあり本事業を担う専門員や生活支援員には専門性が求められます。
- 利用者数は制度開始時より増加傾向にあります。利用者の増加に専門員の確保が追いつかず、実施体制の強化が課題となっています。
- 利用者の金銭を扱うため、適正な事業運営が求められています。近年、他県において本事業に関する不祥事が発生しており、本県においても不祥事の発生防止の徹底が求められています。
- 福祉サービス利用支援事業の利用者の中には判断能力の低下などにより、成年後見制度への移行の必要性が高いケースも増え、成年後見制度に取り組む社会福祉協議会も出てきています。今後も、各市町社会福祉協議会において法人後見の実施や地域連携ネットワークへの参画、中核機関の受託等の取り組みが進むと見込まれます。
- 令和5年4月こども基本法が施行され、「子どもの権利の尊重」や「子どもの最善の利益」を優先して考慮されることが求められます。また、同法の存在・内容を広く社会に周知し、子どもの権利に対する一人ひとりの意識を高める必要があります。

【実施計画】

- 利用者へのより一層の権利擁護を図るため、継続的に相談援助技術の向上や困難事例の事例検討等の研修会を実施し、専門員や生活支援員の専門性の向上に取り組みます。
- 専門員の増員を図るため、利用ニーズや待機者等の実態調査を行い県と協議します。併せて、専門員の事務負担を軽減するため、事務手続きを見直します。
- 業務の標準化を図るために市町社会福祉協議会への巡回訪問等を増やし、利用者への相談支援対応や各社会福祉協議会で抱えている権利擁護の課題について助言を行うとともに、利用者の意向が尊重されているか、通帳や介護保険証などの保管物の管理体制が整えられているか等運営体制の点検を行います。

- 市町社会福祉協議会の法人後見事業の取り組みにかかる課題を調査・分析します。調査結果を踏まえ市町社会福祉協議会の法人後見事業や利用促進をはかる地域連携ネットワークへの参画を推進するため、従事者の養成など研修の充実や既に法人後見を実施している社協のノウハウを県内に広げます。
- 認知症高齢者や障害者の権利擁護に加え、子どもの権利擁護に関する意識が高まるよう、周知・啓発を行います。

福祉サービス利用支援事業のサービス内容

1 福祉サービスの利用のお手伝い

- ① サービス提供事業者を選択するために、事業者の名称やサービス内容などの情報の提供
- ② ホームヘルパーの派遣やデイサービスなどの利用申し込みや契約のお手伝い
- ③ 福祉サービスへの不満などを担当窓口へ申し出るためのお手伝い

2 日常のお金の管理のお手伝い

- ① 毎日の生活に必要なお金の出し入れ
- ② 医療費、電話料、税金などの支払い
- ③ 年金や福祉手当の受取り



3 大切な書類などのお預かり

- ① 年金証書、不動産権利証、保険証書など大切な書類
- ② 預金通帳や実印

※これらの書類等は、盗難や火災から守るため、金融機関の貸金庫を利用して保管します。

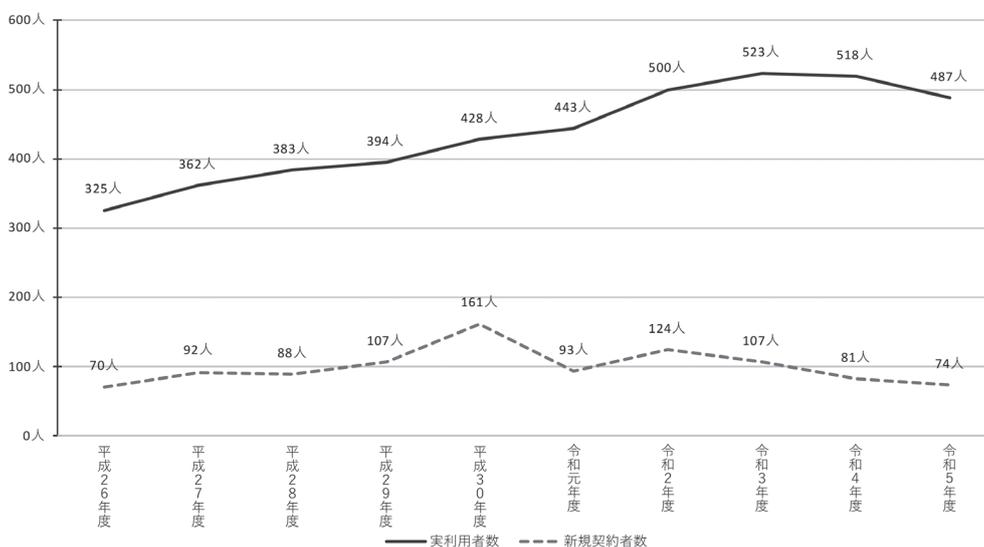


4 日常生活に必要な手続きのお手伝い(相談・助言)

- ① 住民票の届出や印鑑登録などの行政手続きに関する援助
- ② 住居の賃借等の手続きに関する援助
- ③ 商品購入に関する簡易な苦情処理制度の利用手続き



福祉サービス利用支援事業
実利用者数・新規契約者数の推移



② 苦情解決事業を通じた福祉サービス利用者・社会福祉従事者の支援

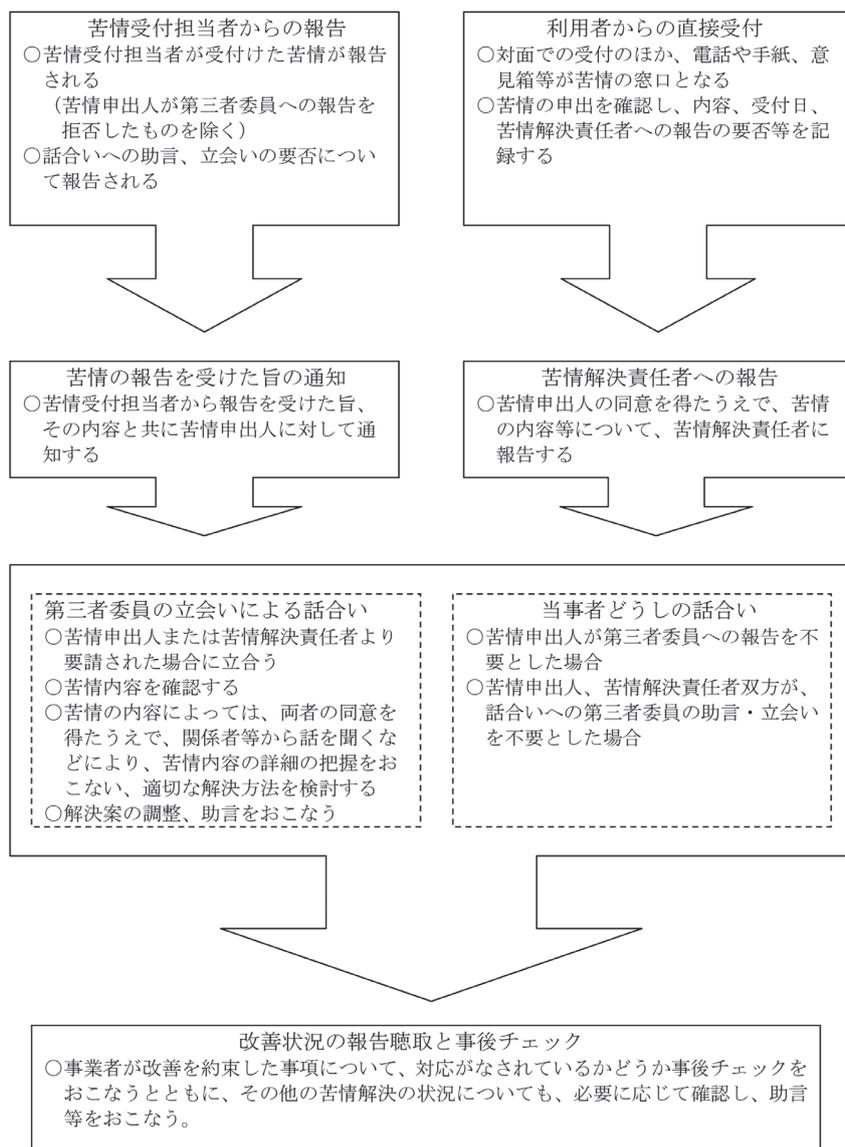
【現状と課題】

○事業所の苦情解決体制については、事業所および利用者・家族等に客観的な立場で苦情解決に対応する第三者委員を設置することが望ましいとされています。社会福祉事業の経営主体が多様化し、一部で設置していない事業所も見られます。また、苦情解決体制は整備しているものの、解決する仕組みがうまく機能していないところもあります。

【実施計画】

○福祉サービスを提供する事業所の段階で苦情の解決が適切に行われ、利用者と事業所がよりよい関係を築けるよう、第三者委員の設置や事業所での苦情解決体制の整備・機能強化を促進するため、情報提供や巡回訪問、研修の開催等の充実に努めます。

第三者委員からみた苦情解決の流れ（参考）



推進項目 4 「災害時に備えた取り組みの推進」

→ 能登半島地震の大規模災害については別途検証、
本計画では中規模災害に対する推進計画とする

【現状と課題】

- 近年は本県においても自然災害が多発しています。令和4年の能登地方を震源とする地震、8月大雨災害、令和5年の奥能登地震、7月大雨災害、令和6年1月能登半島地震があり、被災地の市町社協では、災害ボランティアセンターを設置運営しました。
- 災害時の社会福祉協議会職員応援派遣に関しては、県内の市町社会福祉協議会との相互応援協定はもとより、東海北陸ブロックにおいても「東海北陸ブロック県市社協災害応援に関する協定」を締結しています。また、全国社会福祉協議会では、「社協における災害ボランティアセンター活動支援の基本的考え方」を示し、大規模災害時に全国的な社協職員の派遣が必要になった場合の仕組みが整えられています。
- なお、令和6年1月に発生した能登半島地震の大規模災害を踏まえたこれからの取り組みについては、本会をはじめとした県内社会福祉協議会の取り組みだけでなく、石川県をはじめとした行政、全国社会福祉協議会、都道府県社会福祉協議会等と相互の応援体制を再構成することを念頭に、本計画の中間見直しまでに検証と検討が必要と考えています。

① 市町社会福祉協議会への支援強化

【現状と課題】

- 災害の広域化・激甚化や新型コロナウイルス感染症での外部支援の制限など、様々な背景から、これまで以上に地域の多様な人材が主体となった地域協働型災害ボランティアセンターの運営が求められており、協定締結を含め、平時から自治体や多様な組織・関係者、地域住民と連携し、災害時でも機能するネットワークを構築していくことが重要となっています。
- また、災害時においても継続的かつ安定的に支援・サービスを提供することが求められており、BCP（事業継続計画）を策定し、平時から研修やシミュレーションを行い、定期的に運営体制を見直す必要があります。

【実施計画】

- 近年の状況を踏まえ「災害対策ボランティア現地本部運営マニュアル」を改訂し、市町社協におけるマニュアル作成を支援するとともに、ICT活用等の推進を図ります。
- 災害時に、地域協働型災害ボランティアセンターが運営できるよう、関係者で役割分担や具体的な活動内容を盛り込んだ協定締結をすすめるとともに、平時から運営訓練、研修等の開催を支援し、ネットワーク構築を目指します。
- 災害ボランティアセンターの開設規模・期間の見通しや行政・NPOを含む関係機関との連携・調整等のマネジメント力の向上を図る研修を実施します。

○災害時等の事業継続に向け、BCPの作成や見直し等を行うよう、情報提供等に努めます。

② 多様な主体との連携・協働

【現状と課題】

○本会では、災害時の効果的な支援活動を展開するために、市町社会福祉協議会をはじめ、ライオンズクラブや青年会議所と災害時の協定を締結しております。さらに、地域の情報共有の仕組みや幅広い支援体制づくりを推進する必要があります。

○災害時の避難所等において、高齢者や障害者等の要配慮者への福祉的支援を担う災害派遣福祉チームの活動が期待されており、その活動を担う福祉施設等に所属する福祉専門職のチーム員の確保と、チーム員が不安なく活動できるようフォローアップが重要となっています。

【実施計画】

○災害時の相互支援のあり方について、県民ボランティアセンターが主催する県災害対策ボランティア連絡会等において、引き続き、県や関係機関と協議・検討します。

○地域の関係機関や企業、団体とのネットワーク構築・連携を図り、平時から定期的な情報交換の場を設けるなど、災害時の迅速な支援に努めます。

○災害派遣福祉チームが有事に機能するよう、県、本会および各種別協議会が協力し、チーム員の養成およびフォローアップ研修を実施します。

③ 本会の体制強化

【現状と課題】

○災害時には、職員一人ひとりが自らの役割を十分把握し、迅速かつ的確な行動をとることが求められており、職員行動マニュアルの定期的な見直しと、共通理解を図る必要があります。さらに、現地での災害ボランティアセンター運営を支援できるよう、職員の資質向上を図るとともに、日頃から関係者間の連携を深めることが重要です。

○災害ボランティアセンター設置時には、多くのボランティアや支援団体が被災地に駆けつけ、支援活動を行っており、災害ボランティアセンターの現状や被災者の状況、ニーズ、支援の状況などを適切に伝えていく必要があります。

【実施計画】

○災害時における市町社会福祉協議会及び各種別協議会等への支援が円滑に行われるよう、本会の職員行動マニュアルの見直し、職員研修の実施等、体制整備を図ります。さらに、各市町社会福祉協議会で実施される災害ボランティアセンター設置・運営訓練に本会職員が参加し、相互の連携体制の確認を行います。

○災害ボランティア関連の情報について、本会ホームページに災害情報特設サイトを設置し、必要な情報を的確に発信するとともに、SNS等により効果的な情報発信に努めます。

社会福祉協議会・社会福祉法人等に求められる支援内容（フェーズごとの整理）

	【平常時】	【応急対応期】		【被災地社会成立期】	【復旧・復興期】	【生活復興期】	【ポスト復興期】
	災害発生以前	災害発生～10 ¹ 時間 (当日)	10 ¹ 時間～10 ² 時間 (翌日～4日)	10 ² 時間～10 ³ 時間 (4日～約1ヶ月半)	10 ³ 時間～10 ⁴ 時間 (約1ヶ月半～約1年)	10 ⁴ 時間～10 ⁵ 時間 (約1年～約11年)	10 ⁵ 時間～ (約11年～)
		失見当期	被災地社会に向けた展開期	緊急社会システム(災害コートピア)期	社会基盤の復旧・復興期	住宅・都市・経済・生活の復興期	
社会福祉協議会の動き	通常ボランティアセンター	災害ボランティアセンター			通常ボランティアセンター		
		生活復興センター、ささえあいセンター					
社会福祉法人の動き	重層的支援体制整備事業等 個別避難計画の作成 (災害時ケアプランづくり)	災害発生			個別避難計画の作成 (災害時ケアプランづくり)		
		災害対策本部との連携 他業種との連携 多職種との連携			災害ケースマネジメント 被災高齢者等把握事業 被災者見守り・相談支援事業 生活福祉資金(緊急小口特例貸付)の実施 支援者への支援		
	連携・協働	DWAT(災害派遣福祉チーム)養成等		DWAT(災害派遣福祉チーム)	DWAT(災害派遣福祉チーム)養成等		
		災害対策本部(保健・医療調整本部等)との連携		施設間応援			
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 平時からの相談・地域支援活動の実践 地域のなかの多様な関係機関との連携・協働の構築 平時からの保健・医療との連携 行政や関係団体との協定締結 避難行動要支援者名簿の作成 BCP策定の取り組み 個別避難計画の作成(避難支援実施者等の確保)→地域ケアプランづくり 人材育成 福祉教育(防災教育含む) 	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者の避難誘導 利用者や職員の安全確保 福祉避難所の開設、受入 被災状況の把握 被害情報の収集 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部、関係団体との連携 ボランティアニーズの把握(被災家屋のゴミ出し、泥掻き、屋根の修繕等) 必要な支援物資の確保・供給 避難所運営支援(水・トイレ・ゴミ等の衛生対策等) 避難所でのストレスや不安への寄り添い支援、こころのケア 地域の中で見守りが必要な被災者の把握 要介護者等の把握 生活福祉資金等による経済的支援 家族、友人等の喪失の悲しみ、不安への寄り添い支援、グリーフケア DWATチームの派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部、関係団体との連携 ボランティアニーズの把握(被災家屋のゴミ出し、泥掻き、屋根の修繕等) 地域のなかで見守りが必要な被災者の支援 要介護者へのケア、支援 意思形成の困難な要配慮者への寄り添い支援 各種手続きに関する情報提供支援 生活福祉資金等による経済的支援 家族、友人等の喪失の悲しみ、不安への寄り添い支援、グリーフケア DWATチームの派遣 被災施設への福祉専門職員等の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 意思形成の困難な要配慮者への寄り添い支援 みなし仮設住宅における孤独感・閉塞感、取り残され感への寄り添い支援 地域住民の顔が見える関係づくりに向けた支援 応急仮設住宅における人間関係の構築への支援(サロン等の場づくり等) 応急仮設住宅等での移動支援(通院・通学、行政手続き等への交通手段確保) 家族、友人等の喪失の悲しみ、不安への寄り添い支援、グリーフケア 被災施設への福祉専門職員等の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 孤立・孤独、ひきこもり等防止 コミュニティの再構築、地域住民の顔が見える関係づくりに向けた支援 復興やまちづくり等について主体的に話しあえる場づくりに向けた支援 再び新たな災害が起こった際のフラッシュバック等へのケア、支援 意思形成の困難な要配慮者への寄り添い支援 災害公営住宅等での移動支援(通院・通学等の交通手段確保) 被災体験の検証 体験・教訓の発信、継承 災害文化の形成、体験の若い世代への語り継ぎ 震災モニュメントの形成 震災メモリアルイベントの開催 	<ul style="list-style-type: none"> 平時からの相談・地域支援活動の実践 地域のなかの多様な関係機関との連携・協働の構築 平時からの保健・医療との連携 避難行動要支援者名簿の更新 BCPの更新 個別避難計画の更新(避難支援実施者等)→地域ケアプランづくり 人材育成 福祉教育(防災教育含む)

推進項目 5 「社会福祉事業者・福祉団体等への支援」

【現状と課題】

- 社会福祉事業者が、それぞれの地域で求められる役割を継続的に実施するためには、人材確保や定着、福祉課題の解決などに取り組むことが必要です。
- 令和6年1月の能登半島地震では、多くの社会福祉事業者が被災し、地域を支える福祉の機能が停止する等の甚大な被害をもたらしました。発災当初より、社会福祉事業者への支援には各種別協議会や福祉団体の協力を得ながら取り組んでいますが、今後も復旧・復興に向けた支援を続けていくことが必要です。

① 社会福祉事業者の福祉サービス向上に向けた支援

【現状と課題】

- 地域のニーズを的確に捉え、それに応える新たな事業を展開するには、福祉サービスを拡充する「多角化」や、新たな機能を付加することにより、福祉サービスの機能を充実させる「多機能化」、さらに事業の連携・協働化などを進めていくという選択も出てきています。
- 職員の福利厚生を維持・充実しつつ、福祉現場の生産性や質の向上のため、介護ロボットやデジタル化・ICTの活用等による職場環境の整備や多様化する働き方への取り組みを伸長させていく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症や令和6年能登半島地震の経験を踏まえ、今後も想定される感染症の流行や災害など、有事の際も社会福祉事業者が継続的な事業運営が行えるよう、BCPをPDCAサイクルにより見直すことが必要です。

【実施計画】

- 社会福祉事業者が、時代に即した事業展開ができるよう、情報提供や研修等を通して支援します。
- 経営課題の解決に向けては、社会福祉施設経営指導事業において専門家等による個別相談や研修を引き続き実施します。特に、能登半島地震により被災した社会福祉事業者へは、重点的に経営相談等を実施します。
- 福利厚生センター『ソウェルクラブ』の地方事務局として、会員交流事業や地域で利用できるサービスを提供し、福祉従事者の福利厚生の充実を図ります。
- 介護ロボットやICTの活用、多様化する働き方への取り組み等については、情報提供や研修等を通して促進します。
- BCP策定後、社会福祉事業者が自ら計画の点検や見直しを行えるよう、事例を用いた研修の実施や情報提供に取り組みます。

② 種別協議会・部会、団体の活動活性化の支援

【現状と課題】

- 種別協議会・団体においては、その時々の福祉課題に対応できるよう、会員が積極的に参画して議論や取り組みが継続して行えるよう、活動を活性化していくことが必要です。
- 福祉現場の課題の解決に向けて、日頃から行政機関と意見交換の場を設け、連携を深め

ていく必要があります。

【実施計画】

- 各種別協議会・団体が、課題解決や会員の資質向上のための研修会・会議等を通じて、各組織の活動がさらに活性化できるよう支援に努めます。
- 福祉現場の課題を集約・分析し、行政機関と意見交換の場を設け、より現場のニーズに即した予算要望や政策提言ができるよう支援します。
- 災害対応や多様化・複雑化する福祉課題の解決に向けて、行政機関や各種別協議会・団体同士が連携し、協働して取り組めるような場づくりを検討します。

推進項目 6 「戦略的な広報・啓発活動の強化」

【現状と課題】

- 現代社会では、デジタルメディアの普及や技術の進化により、多くの情報が迅速に入手できる環境が整備されています。
- この状況下で、本会では機関紙やメールニュース、ホームページ等で情報発信を行っていますが、他機関や団体の情報を伝達するだけでなく、主体的に情報を収集・整理し、効果的に情報を発信していくことが必要とされており、「戦略的な広報プロジェクトチーム」を中心に、Facebookを活用した新たな取り組みも始めています。

① 福祉に係る理解の更なる広がりや深まりを目指した情報発信

【現状と課題】

- 偏った情報による福祉へのネガティブなイメージが持たれがちです。
- 民生委員・児童委員やボランティアなど地域福祉活動を支える人や福祉施設職員などの福祉人材の不足が続いており、更なる情報発信が必要です。

【実施計画】

- より多くの方が「福祉」を身近に感じ、さらに職業や社会活動の選択肢に加わるよう、社会福祉協議会職員や福祉施設職員のほか、民生委員・児童委員、ボランティア等の福祉に携わる方から「仕事や活動の魅力」について情報収集し、県民に伝えていきます。
- 福祉に携わる方々が活動を継続していけるよう、福祉の現場で感じる喜びや、チームワークを活かして課題を解決する取り組み、新たな動向等を伝え、その活動や仕事の重要性、社会的意義を高めていきます。

② 本会事業に係る広報媒体の整理・再構築

【現状と課題】

- 本会の現行のホームページは、見やすさに欠け、必要な情報がどこにあるか分かりにくい状態となっています。
- 若年層を含む広範な県民へ情報発信を拡大するため、SNSの効果的な活用方法については今後も検討が必要です。

【実施計画】

- 本会事業や全国の動向などについて、正確で信頼できる情報をわかりやすく伝えることができるよう、本会の情報発信について、引き続き見直しを進めます。
- 本会ホームページについて、スマートフォン対応をはじめ、ユニバーサルデザインの取り入れ等、より見やすく改修します。
- LINEやYouTube等、SNSを積極的に活用し、広い世代に速やかに最新の情報を提供できるよう努めます。
- 情報発信にあたっては、世代や障害特性をふまえ、必要な方に必要な情報が届くよう、より多くの情報提供の場・ツールを創出します。また、それぞれの情報媒体をつなげる仕組みを取り入れます。

③ 広報活動の充実にに向けた組織内の教育と意識改革

【現状と課題】

○全職員が情報発信の重要性を再認識し、能動的に取り組む意識を醸成することが必要です。

【実施計画】

○全職員で広報の重要性を確認する機会を設けます。

○情報発信のガイドラインやルールを明文化し、全職員に共有した上で、課を超えた積極的な広報活動に取り組みます。

推進項目7「地域福祉推進のための組織基盤の強化」

【現状と課題】

- 本会は、地域福祉推進を目的とする公益かつ広域的な組織であり、様々な組織・関係者と連携・協働しながら、コンプライアンスを遵守した組織運営が必要です。
- 近年、全国的に多発する災害やコロナ禍でも様々な工夫を行いながら業務を継続してきました。本県においても、毎年災害が発生しており、とりわけ令和6年には、能登半島地震や奥能登豪雨の2つの大きな災害が発生しました。これらの災害における対応を検証しつつ、本会の組織体制や業務の見直し等、組織全体で被災地域を含めた支援を継続していく体制づくりが不可欠といえます。
- 本会が入居している石川県社会福祉会館の老朽化に伴い、新たな会館の整備に向けて、県では「社会福祉会館の在り方検討委員会」及び「建替工事基本構想策定委員会」を開催し、新たな会館のコンセプトやそれを踏まえた機能について検討されています。

① 組織体制の強化

【現状と課題】

- 本会は、多様な組織・関係者との連携・調整、市町社会福祉協議会や福祉関係者への支援・相談援助など、幅広い役割を担っています。また、令和6年能登半島地震の被災地域では、法人運営に係る課題が深刻化しており、その現状を把握し、必要に応じた支援や政策提言を行う必要があります。その役割を理解し、事業を展開していくためには、職員の資質向上は欠かすことのできない要素となっています。限られた人材の中で、組織として幅広い業務を継続的に運営していくためには、組織マネジメントにも取り組むことが必要です。
- 将来にわたる安定した組織体制を維持するには、人材確保が不可欠であり、本会の職員採用の取り組みにも工夫が必要です。
- 多岐にわたる業務を行う上で、職員の職場環境を整えることは重要です。国が推進する働き方改革を踏まえ、職員にとって働きやすい職場を目指すことが必要です。コロナ禍を経て、社会全体が新たな働き方へ見直すきっかけとなりましたが、本会でもこれまでの業務のあり方や効率化を再検討していくことが必要となっています。

【実施計画】

- 理事・評議員と積極的に情報交換を行い、多様な意見を反映した組織運営に取り組みます。
- 事業の進捗状況や予算の執行状況を随時チェックするため、内部統制機能の強化を図り、法律を遵守した組織運営に取り組みます。
- これまでの災害を踏まえた実効性のあるBCPに見直すとともに、コロナ禍での経験をもとに感染症にも対応したBCPを策定することにより、災害等非常時に備えた組織体制を整備します。
- 組織での役割に応じた役割を果たすため、階層別の研修体系を見直します。また、本会職員としての専門性や福祉の専門職に必要なスキルを総合的に身につけるため、組織横

断的な職員育成に取り組みます。

- 組織として新たな課題に対応するため、課を超えた情報共有や検討を行うことにより、組織全体で取り組む体制を整備します。あわせて、会員や相談者の利便性を考慮した組織体制の見直しを検討します。
- 市町社会福祉協議会の支援、連携体制を強化していくため、市町社会福祉協議会の経営を含めた、法人基盤強化の支援を行う体制づくりについて検討します。
- より優れた人材を確保するため、魅力ある職場づくりと効果的な採用活動の方策を検討します。
- 専門家と連携しながら、職員の健康に配慮した職場環境の整備に取り組みます。
- アウトソーシング（外部委託）の活用やデジタル化の推進に取り組むことにより、業務の効率化に努めます。

② 経営財政基盤の強化

【現状と課題】

- 近年の物価上昇に伴い、経費負担が益々増える一方で、国や自治体からの補助金・委託料は削減傾向にあります。継続的に地域福祉を推進するためには、現行の補助金・委託料が業務内容に応じた適正な算定根拠であるかを精査した上で、必要な公的財源の確保・見直しを行うとともに、自主財源の造成・拡大や、財源の有効な活用方法を検討することが必要です。

【実施計画】

- 県民から賛同を得られる取り組みを広く周知し、本会の役割や会員の意義についての情報提供を丁寧に行い、協力や理解促進に努め、正会員・賛助会員への加入拡大に取り組むことにより、自主的な事業展開が図れるよう自主財源の確保に努めます。
- 県からの補助事業・委託事業の必要性を精査した上で、適正な補助金・委託料を要望し、組織基盤の安定を目指します。
- 定期的な業務の見直し等による事務の効率化を行い、経費削減に努めます。

③ 新社会福祉会館の整備に向けた準備

【現状と課題】

- 新たな会館の整備に向けて検討が進められている中で、本会としても移転に向けた準備や事業展開の検討を行っていく必要があります。

【実施計画】

- 社会福祉会館の移転にかかる検討事項を整理し、移転に向けての準備を進めていきます。
- 県や関係機関・団体、福祉関係者等と意見交換を行いながら、必要な機能を検討し、新たな会館の整備に向けた協議を行っていきます。

石川県社会福祉協議会活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 近年の少子高齢化、核家族化の進行や人口の減少に加え、急激な経済情勢や雇用形態の変化から、地域では公的な福祉サービスだけでは対応できない多様かつ複雑な生活・福祉課題が生じており、時代に即応した住民主体の地域福祉を広域的な見地から総合的に進めることが求められている。

そこで、石川県社会福祉協議会（以下「本会」）でも、本会の事業や活動等を見直しするとともに、本会の使命や経営理念、組織運営のあり方等を検討し、石川県が策定した地域福祉支援計画との整合性を図りながら、今後の事業の方向性や展開方針等を明らかにする計画を策定するため、石川県社会福祉協議会活動推進計画策定委員会（以下「委員会」）を設置する。

(委員会の所掌事務)

第2条 委員会は本会活動推進計画案を策定し、本会理事長（以下「理事長」という。）に報告する。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、本会の部会、福祉団体、学識経験者、行政関係者、社会福祉協議会から理事長が委嘱する委員で構成する。

(委員長の職務)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は委員が互選し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は委員会を総括し、審議結果を理事長に報告する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、議長を務める。

- 2 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務等)

第6条 委員会の運営のほか計画策定に係る事務は、本会事務局において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項については理事長と委員長が協議して定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

石川県社会福祉協議会活動推進計画策定委員会委員名簿

区 分	氏 名	所属・役職等
学識経験者	内 慶 瑞	金城大学人間社会科学部教授
行政関係者	蟹 由 宗 臣	石川県健康福祉部厚生政策課長
石川県社会 福祉協議会 部 会	三 国 外喜男	石川県民生委員児童委員協議会連合会会長
	久 藤 妙 子	石川県老人福祉施設協議会会長
	横 川 伸	石川県児童養護協議会会長
	表 琴 子	石川県社会福祉協議会障害福祉施設部会元部会長
	夷 藤 和 明	石川県社会就労センター協議会会長
	前 田 武 司	石川県社会福祉協議会保育部会部会長
	南 眞 次	石川県社会福祉法人経営者協議会会長
福祉団体	北 山 達 朗	石川県介護支援専門員協会会長
	鍋 谷 晴 子	石川県ホームヘルパー協議会会長
社会福祉協議会	後 出 建 司	金沢市社会福祉協議会元常務理事
	塩 井 豊	珠洲市社会福祉協議会常務理事兼事務局長
	新 川 葉 子	能美市社会福祉協議会常務理事兼事務局長
	永 下 和 博	石川県社会福祉協議会専務理事

任期：令和5年10月1日～令和7年3月31日

石川県社会福祉協議会 活動推進計画 第3次計画(案)

令和7年度～令和11年度



ふれあいネットワーク



社会福祉
法人

石川県社会福祉協議会

〒920-8557 石川県金沢市本多町3丁目1番10号
TEL.076-224-1212 FAX.076-222-8900